

食品保健総合情報処理システム
システム更改・運用保守業務一式
仕様書

平成 27 年 1 月

厚生労働省医薬食品局食品安全部
監視安全課食中毒被害情報管理室

目次

1.	調達件名	1
2.	作業の概要	1
2.1	目的	1
2.2	用語の定義	2
2.3	業務の概要	2
2.4	作業内容・納入成果物	4
2.5	履行期限	7
2.6	調達担当課室・連絡先	7
3.	情報システムの要件	7
3.1	機能要件	7
3.1.1	ポータル機能	7
3.1.2	食品情報収集・集計機能	8
3.1.3	食中毒関連情報提供機能	12
3.1.4	緊急時対応支援機能	14
3.1.5	研修機能	14
3.2	画面要件	15
3.2.1	共通要件	15
3.2.2	ポータル機能	16
3.2.3	食品情報収集・集計機能	16
3.2.4	食中毒関連情報提供機能	21
3.2.5	緊急時対応支援機能	22
3.2.6	研修機能	23
3.3	帳票要件	23
3.3.1	食品情報収集・集計機能	24
3.3.2	食中毒関連情報提供機能	25
3.4	外部インターフェース要件	27
4.	規模・性能要件	28
4.1	規模要件	28
4.2	性能要件	31
5.	信頼性等要件	31

5.1	信頼性要件	31
5.2	拡張性要件	32
5.3	上位互換性要件	32
5.4	システム中立性要件	32
6.	情報セキュリティ要件	33
6.1	遵守事項	33
6.2	情報セキュリティ対策	33
6.3	権限要件	34
7.	情報システム稼働環境	35
7.1	全体構成	35
7.2	基本条件	35
7.3	ハードウェア構成	36
7.4	ソフトウェア構成	40
7.5	ネットワーク構成	42
7.6	ハードウェア設置設備要件	43
8.	テスト要件	44
8.1	テスト計画の作成	44
8.2	テスト要件	44
9.	移行要件	45
9.1	移行に係る要件	45
9.2	教育に係る要件	46
10.	運用要件	47
10.1	運用要件	47
10.2	稼働状況管理	47
10.3	データ管理要件	47
10.4	セキュリティ管理	48
10.5	構成管理	48
10.6	研修業務支援	48

10.7 システム管理	48
10.8 データセンタの維持.....	48
10.9 運用保守に係る定期報告.....	48
11. 保守要件.....	49
11.1 共通要件	49
11.2 ソフトウェア保守要件.....	49
11.3 ハードウェア保守要件.....	50
12. 作業の体制及び方法.....	50
12.1 作業の体制	50
12.2 開発方法	50
12.3 既存ドキュメント類の開示.....	51
12.4 導入	52
12.5 検収	52
13. 特記事項.....	53
13.1 留意事項	53
13.2 応札条件	54
13.3 入札制限	54
13.4 知的財産権等.....	54
13.5 再委託	55
13.6 機密保持	55
13.7 環境への配慮.....	55
14. 妥当性証明.....	55

1. 調達件名

食品保健総合情報処理システム システム更改・運用保守業務一式

2. 作業の概要

2.1 目的

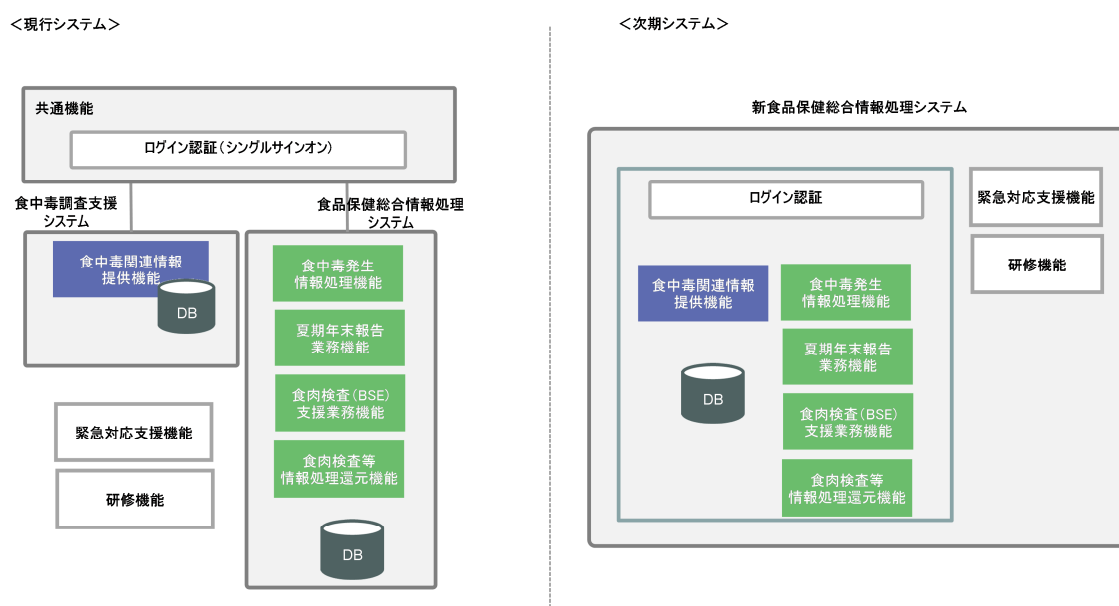
食品流通が多様化・広域化している現状において、食中毒の早期発見と被害の拡大防止を図るためには、情報を単に蓄積するだけでなく、これら多岐に渡り集約された膨大な情報を全国の都道府県等が食中毒疫学調査に活用できるよう効率的、効果的に共有するとともに、健康危機管理の観点から、厚生労働省が全国で散見される健康被害情報から広域・大規模食中毒の発生状況を見渡せる体制を整備する必要がある。

厚生労働省では、食品保健総合情報処理システム（以下「本システム」という）を構築し、厚生労働省、国立研究機関、地方自治体本庁、保健所等をオンラインで結び、食中毒の事件票の登録による食中毒統計の累積や各種報告など食品衛生行政に係る統計データについて国及び自治体相互の情報共有を図っている。

また、食中毒調査支援システム（以下「NESFD」という）という食中毒の早期発見と被害拡大防止のため、調査情報の一元管理を行うシステムを構築・運用しており、食中毒調査情報を関係者間で速やかに共有する情報提供機能、緊急時にリアルタイムな情報交換を行う Web 会議機能、食中毒疫学調査や食品衛生に関する学習ができる e-ラーニング機能を提供している。

本システムと NESFD は、我が国の食の安全確保及び国民の健康保護の観点から重要なシステムであり、取り扱うデータや利用機関が一部共通している等類似しているにも関わらず、個別に管理されてきた。

このため、本システムと NESFD を統合した上で、さらにハードウェアの老朽化に伴うハードウェア刷新、一部機能の改善等を行い、効率的な業務の遂行を図ることを目的としている。



<図 2-1-1 現行システムと次期システムのイメージ>

2.2 用語の定義

<表 2-2-1 用語の定義>

用語	定義
食中毒調査支援システム (NESFD)	食中毒の早期発見と被害拡大防止のため、調査情報の一元管理を行うシステム。国、都道府県・保健所・地方衛生研究所等の自治体及び国立研究機関において情報共有を行う。食中毒調査情報を食中毒調査情報に関係者間で速やかに共有する情報提供機能、緊急時にリアルタイムな情報共有を行う Web 会議機能、食中毒疫学調査や食品衛生に関する学習ができる e-ラーニング機能を提供する。
感染症サーベイランスシステム	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法という）に基づいて、国の感染症発生動向調査事業を円滑に遂行するために構築したシステムである。システム略称を NESID という。
厚生労働省統合ネットワーク	厚生労働省本省（中央合同庁舎 5 号館）と出先機関等を接続するため、出先機関やシステム単位で構築・運用されていた複数のネットワークを統合したネットワーク。平成 20 年 4 月より稼働。
政府共通ネットワーク	各省庁の LAN を結ぶ省庁間ネットワーク。
LGWAN	地方自治体の LAN を相互接続した広域ネットワーク。上記の政府共通ネットワークも接続されている。
AES	アメリカ合衆国の新暗号規格（Advanced Encryption Standard）として規格化された共通鍵暗号方式。
受注者	「食品保健総合情報処理システム システム更改・運用保守業務一式」調達の受注者を指す。
感染症サーベイランスシステム運用業者	感染症サーベイランスシステム（NESID）の運用保守業務を実施している業者を指す。

2.3 業務の概要

食品保健総合情報処理システムは、都道府県、政令市、保健所設置市（以下「都道府県等」という）、保健所、食肉衛生検査所、地方衛生研究所のほか、厚生労働省、地方厚生局、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院を対象に以下の業務を実施している。

(1) 食品情報収集・集計業務

現行の食品保健総合情報処理システムにおいて実施している業務である。食中毒、BSE 等食の安全に係る情報を保健所等から収集し、厚生労働省、国立感染症研究所等で共有するとともに、それらを集計し、還元する。主に以下の業務を行っている。

<表 2-3-1 食中毒関連情報及びその概要>

対象業務	業務概要
食中毒発生情報処理業務	食品衛生法第 58 条第 3 項の規定に基づき、速報対象の食中毒調査を完了した都道府県等から食品衛生法施行令第 37 条第 3 項の規定に基づき報告される場合の詳細を指す。該当する食中毒が発生した都度、調査が完了した各都道府県知事が厚生労働大臣に対し、食品衛生法施行規則第 75 条第 2 項に記載された事項を郵送等で報告する。また、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室にて、全国で発生した食中毒事件の個々の事例を事件録にまとめ、集計表を都道府県等に還元する。

対象業務	業務概要
夏期年末報告業務	都道府県等において実施された監視指導結果及び収去検査結果を統合ネットワークを介して入力、管理、及び集計し、その結果を都道府県等に還元する。
食肉検査(BSE)支援業務	と畜場の設置されている都道府県等で実施されている牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査(1次検査)、1次検査で陽性と診断された個体に対して実施されるウェスタン・ブロット法検査や免疫組織化学検査に基づく2次検査、確定診断(3次検査)の結果を統合ネットワークを介し入力・管理し情報を容易に把握・分析する。
食肉検査等情報処理還元業務	全国の食肉検査所から報告される食品衛生検査結果のデータベースにより管理し、報告された結果を集計し結果を都道府県等に還元する。

(2) 食中毒関連情報提供業務

現行の食中毒調査支援システムで実施している業務である。食中毒事件速報、食中毒詳細、食中毒発生動向、疫学調査技術支援情報、メディア情報等の食中毒調査に係る必要な集積情報を蓄積し、集約された情報を全国の都道府県等が食中毒疫学調査に活用できるよう効率的・効果的に提供する。主な食中毒関連情報及びその概要、拠点及び拠点数を以下に示す。

<表 2-3-2 食中毒関連情報及びその概要>

情報	概要
食中毒事件速報	食品衛生法第 58 条第 3 項の規定に基づき、食品衛生法施行規則第 73 条に記載された下記の事項に該当する食中毒調査を行った都道府県知事等から厚生労働大臣に対し速報として直ちに届け出る必要があるもの及び食品衛生法第 63 条の規定に基づき都道府県等が公表した食中毒で厚生労働省に報告されるものを指す。該当する食中毒が発生した都度、各都道府県知事が厚生労働大臣に対し Fax 等で食品衛生法施行規則第 74 条に記載された事項を報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒患者が 50 名を超えるとき ・死者又は重篤な患者が発生したとき ・輸入された食品等に起因し、又は起因すると疑われるとき ・規定の病因物質に起因し、又は起因すると疑われるとき ・所在地が複数の都道府県にわたるとき ・中毒の原因の調査が困難であるとき ・規定による処分を行うこと又はその内容の適否を判断することが困難であるとき
食中毒事件詳細	食品衛生法第 58 条第 3 項の規定に基づき、速報対象の食中毒調査を完了した都道府県等から食品衛生法施行令第 37 条第 3 項の規定に基づき報告される場合の詳細を指す。該当する食中毒が発生した都度、調査が完了した各都道府県知事が厚生労働大臣に対し、食品衛生法施行規則第 75 条第 2 項に記載された事項を郵送等で報告する。
食中毒統計	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室にて、全国都道府県等において実施された食中毒調査結果(食中毒の患者並びに食中毒死者の発生状況)をとりまとめた統計。
食品健康被害情報メール	一般国民、医療機関、食品関連事業者、関係府省等からの食品健康被害情報を、メールにより厚生労働省の担当者が直接受け付ける。 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/mail-madoguti/index.html
感染症発生動向情報	感染症サーベイランスシステムで集約している感染症発生動向情報を指す。
病原体検出情報	感染症サーベイランスシステムで集約している病原体検出情報を指す。
食中毒関連メディア	食中毒関連情報メーリングリストを通じて送信される国内外のメディア

情報	概要
イア情報	情報を指す。
緊急連絡網	緊急時の連絡網を指す。
食品安全情報	食の安全、食中毒、健康食品、牛海綿状脳症（BSE）、食品中の化学物質、食品添加物に関する情報を指す。
講習会資料等	食品衛生監視員を対象とした食品安全行政講習会、食品衛生検査施設講習会、国立保健医療科学院で実施される、短期食肉衛生検査研修、短期食品衛生監視指導研修、短期食品衛生危機管理研修、食肉及び食鳥肉衛生技術研修会、リスクコミュニケーションツール、講習会資料、講習会開催案内を指す。
自治体用情報共有掲示板	自治体間の情報共有のための掲示板を指す。

(3) 緊急時対応支援業務

現行の食中毒調査支援システムで実施している業務である。緊急時及び平時において、食中毒対策担当者が、インターネットを介したWeb会議を利用して、リアルタイムに情報交換を行う。同時に2会議を異なるメンバ（最大10拠点）で開催可能とし、1ヶ月の利用時間は40時間程度とする。

(4) 研修業務

現行の食中毒調査支援システムで実施している業務である。全国の食品衛生監視員等がインターネットを介したeラーニングを利用して、食中毒疫学調査、その他食品衛生に係る研修等を受講する。研修は、場所・時間等を選ばず適宜受講可能とする。

2.4 作業内容・納入成果物

(1) 作業内容

本業務の受注者は、以下に示す作業を実施すること。

<表 2-4-1 作業内容一覧>

No	作業内容	概要	SLCP-JCF2013のアクティビティとの関係
1	プロジェクト管理	本件の全工程に渡り、受注者の調達範囲に係る作業を管理する。	1.2.4 契約の実行 5.1.2 プロジェクトの計画
2	業務ソフトウェアの設計・製造	業務ソフトウェアの要件定義、基本設計、詳細設計、プログラム製造を行う。	2.3.2 システム要件定義プロセス 2.3.3 システム方式設計プロセス 2.4.2 ソフトウェア要件定義プロセス 2.4.3 ソフトウェア方式設計プロセス 2.4.4 ソフトウェア詳細設計プロセス 2.4.5 ソフトウェア構築プロセス
3	ハードウェア、ソフトウェアの設計・構築	調達したサーバ、ネットワーク機器等ハードウェアやソフトウェアの設計、インストールを行う。	2.3.3 システム方式設計プロセス 2.5 ハードウェア実装プロセス
4	テスト	本システムの稼働に向けた単体、結合、総合テスト、運用テスト、受入テスト支援を実施する。	2.3.5 システム結合プロセス 2.3.6 システム適格性確認テストプロセス 2.4.5 ソフトウェア構築プロセス

No	作業内容	概要	SLCP-JCF2013のアクティビティとの関係
			2.4.6 ソフトウェア結合プロセス 2.4.7 ソフトウェア適格性確認テストプロセス 2.4.9 ソフトウェア受入支援プロセス 3.1.1 運用の準備 3.1.2 運用テスト及びサービスの提供開始
5	移行	現行システムからのデータ移行及び切り替え作業を行う。	3.1.3 業務及びシステムの移行
6	教育	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課担当職員の業務ソフトウェアの操作習得を目的として、研修を実施する。	3.1.5 利用者教育
7	導入	業務ソフトウェア導入を行う。	2.4.8 ソフトウェア導入プロセス
8	設置	ハードウェアをデータセンタに据付し、調整を行う。(LAN 敷設含む)	2.5 ハードウェア実装プロセス
9	関係システムとの調整	現行の本システム保守業者、現行統合ネットワーク運用保守業者、次期統合ネット運用保守事業者、厚生労働省ネットワークシステムの運用保守業者と次期構築業者及び感染症サーベイランスシステム運用保守業者等と連携し、本システムの更改において必要となる調整や申請等手続きを行う。	1.2.4 契約の実行
10	データセンタ構築	本システムのサーバ等機器を設置するデータセンタ、ラック、電源等設備を準備する。	1.2.5 製品・サービスの納入及び支援
11	ハードウェア、ミドルウェアの賃貸借	本システムのハードウェア、ミドルウェアの賃貸借を行う。	1.2.5 製品・サービスの納入及び支援
12	データセンタの利用料負担、維持管理	本システムのデータセンタ設備が運用期間中、継続的に利用できるよう利用料を負担し、維持管理する。	1.2.5 製品・サービスの納入及び支援
13	運用業務設計	本システム運用開始後に受注者が運用保守業務に従事するにあたり必要となる作業内容等を設計・定義する。	3.1.1 運用の準備
14	運用・保守業務	本システムの運用業務、業務ソフトウェア、ハードウェア及びソフトウェア等の保守業務を行う。	2.6 保守プロセス 3.1 運用プロセス
15	撤去	本システムの稼働終了までに本調達によって構築した機器、回線等の撤去を行う。なお、撤去時にはハードディスク上のデータは消去すること。	3.2 廃棄プロセス

(2) 納入成果物

ア. 納入成果物

成果物は以下に示す物品とし、成果物の納入期限及び形態・部数は以下のとおりとする。

<表 2-4-2 納入成果物一覧>

No	成果物	作業内容との関係	納入期限	納入形態・部数
1	作業計画書	<表 2-4-1> 1 プロジェクト管理	受注契約後、2 週間以内	紙媒体：1 部
2	運用保守実施計画書	<表 2-4-1> 1 プロジェクト管理	運用保守開始後、1 ヶ月以内	紙媒体：1 部
3	要件定義書	<表 2-4-1> 2 業務ソフトウェアの設計・製造 3 ハードウェア、ソフトウェアの設計・構築	要件定義確定後、5 営業日以内	紙媒体：1 部 CD-R：1 部
4	システム設計書	<表 2-4-1> 2 業務ソフトウェアの設計・製造 3 ハードウェア、ソフトウェアの設計・構築	平成 27 年 12 月 25 日	紙媒体：1 部 CD-R：1 部
5	プログラム一式	<表 2-4-1> 2 業務ソフトウェアの設計・製造	平成 27 年 12 月 25 日	CD-R：1 部
6	テスト計画書	<表 2-4-1> 4 テスト	テスト開始の 10 営業日前	紙媒体：1 部 CD-R：1 部
7	テスト結果報告書	<表 2-4-1> 4 テスト	平成 27 年 12 月 25 日	紙媒体：1 部 CD-R：1 部
8	移行計画書	<表 2-4-1> 5 移行	移行作業実施の 1 ヶ月前	紙媒体：1 部 CD-R：1 部
9	移行結果報告書	<表 2-4-1> 5 移行	平成 27 年 12 月 25 日	紙媒体：1 部 CD-R：1 部
10	システム操作マニュアル	<表 2-4-1> 2 業務ソフトウェアの設計・製造	平成 27 年 12 月 25 日	紙媒体：1 部 CD-R：1 部
11	運用設計書	<表 2-4-1> 13 運用業務設計	平成 27 年 12 月 25 日	紙媒体：1 部 CD-R：1 部
12	運用保守マニュアル (ハードウェア取扱説明含む)	<表 2-4-1> 13 運用業務設計	平成 27 年 12 月 25 日	紙媒体：1 部 CD-R：1 部
13	システム導入に係る進捗報告書	<表 2-4-1> 1. プロジェクト管理	作業計画書で定めた日	紙媒体：1 部
14	進捗会議の議事録	<表 2-4-1> 1. プロジェクト管理	作業計画書で定めた日	紙媒体：1 部
15	運用保守報告書	<表 2-4-1> 14 運用・保守業務	毎翌月開始 10 営業日以内	紙媒体：1 部

イ. 納入場所

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課が指定する場所へ納入すること。

ウ. 留意事項

- ・受注者は指定の成果物（「プログラム一式」は除く）を紙及び電子媒体（CD-R、CD-RW 等）により日本語で提供すること。

- ・紙のサイズは日本工業規格 A 列 4 番を原則とする。ただし、図表については、必要に応じて A 列 3 番を使用することも可能とする。
- ・紙で納品する成果物に関しては、バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバインダー方式とすること。
- ・電子媒体に保存する形式は PDF 及び MS-Office 形式（Word2010、Excel2010、PowerPoint2010 以上）とすること。ただし、厚生労働省が別に形式を定めて提出を求めた場合はこの限りではない。
- ・プログラム一式については、本作業にて作成したプログラム及び本作業にて作成したプログラムのソースコードを提出すること。また、プログラムは、担当職員の指定するサーバのハードディスクに格納すること。

2.5 履行期限

本システムの構築に係る履行期限は以下のとおりとする。

- ・本システムの更改業務・・・契約日から平成 27 年 12 月 25 日
- ・本システムの運用保守業務・・・平成 28 年 1 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

なお、納入成果物の納入期限は、〈表 2-4-2 納入成果物一覧〉のとおりである。また、ハードウェア及びミドルウェアはリースとし、リース期間は平成 28 年 1 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日とするため留意すること。

2.6 調達担当課室・連絡先

本仕様に関する問い合わせ先は以下のとおり。

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
食中毒被害情報管理室 梶原
TEL：03-5253-1111（内線 4 2 3 9）
FAX：03-3503-7964

3. 情報システムの要件

3.1 機能要件

本システムを構築する上で、必要な機能の要件を以下に示す。なお、現行システムが有する機能は原則として全て継承し、一部機能強化を行うものとする。

3.1.1 ポータル機能

本機能では、本システムの Web 画面においてポータル機能を提供する。本機能より食品情報収集・集計機能、食中毒調査支援機能、緊急時対応支援機能、研修機能の各機能のログイン画面へのリンクを提供する。

ポータル機能の要件を以下に示す。なお、本機能は全ての利用者が利用する。

〈表 3-1-1-1 ポータル機能一覧〉

No	機能名	要件
1	食品情報収集・集計機能リンク	食品情報収集・集計機能のログイン画面へ遷移するリンクを提供する。

2	食中毒関連情報提供機能リンク	食中関連情報提供機能のログイン画面へ遷移するリンクを提供する。
3	緊急時対応支援機能リンク	緊急時対応支援機能のログイン画面へ遷移するリンクを提供する。
4	研修機能リンク	研修機能のログイン画面へ遷移するリンクを提供する。
5	お知らせ表示	本システムの利用者にシステムのメンテナンス情報等のお知らせを提供する。
6	お知らせメンテナンス	厚生労働省担当職員が「お知らせ」に表示する情報を登録、削除、修正できる機能を提供する。

3.1.2 食品情報収集・集計機能

食品情報収集・集計機能の要件を以下に示す。なお、本機能は現行食品保健総合情報処理システムで実現している機能である。

(1) 食品情報収集・集計ログイン・メニュー

- ア. ポータル画面より本システムが起動すること。
- イ. 本機能にログインする際は、ユーザ ID、パスワードを利用し、ユーザ ID・パスワードの登録・更新・削除ができること。
- ウ. 本機能と食中毒関連情報提供機能とのシングルサインオンが可能であること。
- エ. 本機能のメニュー画面から各サブ機能が起動できること。
各サブ機能とは以下のとおりである。
 - ・食中毒発生情報処理機能
 - ・夏期年末報告業務機能
 - ・食肉検査(BSE)支援業務機能
 - ・食肉検査等処理還元機能
- オ. 操作マニュアル (PDF ファイル) がダウンロードできること。

(2) 食中毒発生情報処理機能

食中毒事件が発生した際に自治体が事件票として当該事件の詳細を登録し、集計する。

〈表 3-1-2-1 食中毒発生情報処理機能一覧〉

No	分類	要件
1	① 登録	食中毒事件票の新規登録ができること。主な入力項目は「3.2 画面要件」を参照すること。
2		データベースに登録する前に入力した内容を確認できる画面を表示すること。
3	② 修正・参照・削除	発病年と発病年月日を検索条件として、該当する食中毒事件票を一覧として表示すること。
4		食中毒事件票一覧で1画面で表示できる件数の上限を設け、これを超える場合は、ページ送り・戻しができること。
5		食中毒事件票一覧から指定の事件票を選択することで修正画面に遷移し、修正ができること。修正画面の項目は本表 No1 と同様とする。
6		データベースに登録する前に入力した内容を確認できる画面を表示すること。
7		食中毒事件票一覧から指定の事件票を選択することで登録内容を個票として参照できること。

No	分類	要件
8		食中毒事件票一覧から指定の事件票を選択することで削除できること。なお、削除する際は確認メッセージを表示すること。
9	③ 検索	食中毒事件票を以下の項目を検索条件とし、検索結果を一覧で表示すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象年 ・機関 ・都道府県等事件番号 ・保健所事件番号 ・原因施設等の所在区分 ・原因施設等の種別 ・原因食品の種別 ・摂取場所の種別 ・病因物質の種別 ・発病年月日 ・患者数、死者数
10		検索結果一覧で1画面で表示できる件数の上限を設け、これを超える場合は、ページ送り・戻しができること。
11		検索結果一覧で利用者の操作により、発病年月日の降順に並び替えができること。
12		検索結果一覧で利用者の操作により、患者総数の降順に並び替えができること。
13		検索結果一覧から指定の事件票を選択することで登録内容を個票として参照できること。
14		検索結果を CSV 形式のファイルとして出力できること。
15	④ 統計表・事件録	利用者が指定した以下の集計条件に基づき集計し、統計表を CSV 形式のファイルとしてダウンロードできること。なお、統計表は18種類ある。詳細は「3.3 帳票要件」を参照すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・発病年 ・統計表 ・機関 ・発病期間 ・発病期間を出力する ・取りまとめ日
16		利用者が指定した以下の検索条件に基づき、事件録を CSV 形式のファイルとしてダウンロードできること。 <ul style="list-style-type: none"> ・発病年 ・指定期間 ・機関の選択

(3) 夏期年末報告業務機能

全国で実施した監視指導の実施状況の集計及び分析のための統計表等の作成を行う機能である。毎年度、各自治体において実施している「食品、添加物等の夏期一斉取締り」及び「食品、添加物等の年末一斉取締り」の実施結果の報告を集計する。

〈表 3-1-2-2 夏期年末報告業務機能一覧〉

No	分類	要件
1	① 様式ダウンロード	本システムサーバにある様式を指定することにより、利用者が任意にダウンロードできること。
2		以下の報告業務の様式ファイルを作成し、ダウンロードできるよう本システムに登録すること。また、様式ファイルは行の追加等利用者により任意に変更されないよう考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・許可を要する施設 ・許可を要しない施設 ・食品の収去試験（輸入品） ・食品の収去試験（国産品）
3	② 様式アップロード	記述済みの様式ファイルを本システムにアップロードできること。その際、報告業務に紐付けて報告年、報告期情報もアップロードできること。
4		様式ファイルは入力項目のチェックを行い、エラーがあった場合は、エラー画面を表示すること。また、エラーの内容により、処理を継続、中断するよう制御すること。
5	③ 報告データ取り込み	本表 No3 で自治体からアップロードされた様式ファイルを一括してデータベース登録用ファイルに加工すること。なお、本処理は

No	分類	要件
		毎日一定時刻に自動実行すること。ただし、緊急時に備え、手動での実行も可能であること。
6	④ 報告データ登録・更新	本表 No5 で生成したファイルをデータベースに登録すること。なお、本処理は毎日一定時刻に自動実行すること。ただし、緊急時に備え、手動での実行も可能であること。
7	⑤ ダウンロード/アップロード状況確認	報告業務毎に報告年、報告期を指定して、各自治体の様式ダウンロード及びアップロード状況を確認できること。
8		状況確認画面では様式ダウンロード及びアップロードの各自治体毎の“未”“済”に加え、日時やアップロードのファイルのパスと自治体毎のデータ値を表示できること。
9	⑥ 集計表作成	報告業務毎に報告年、報告期を指定して CSV 形式の集計表の作成ができること。また、作成された集計表は本表 No12 の還元情報としてダウンロードできること。
10		複数報告業務の集計表を一括して指定できること。
11		作成した集計表は集計表作成一覧画面よりダウンロードが可能であること。
12	⑦ 集計表還元	報告業務を選択し、本表 No9 で作成された集計表を一覧表示し、ダウンロードが可能であること。
13	⑧ 自治体報告様式ファイルのダウンロード	本表 No2 において自治体からアップロードされた様式ファイルを厚生労働省担当職員が年度、自治体コード、様式ファイル名等を指定することでダウンロードできること。

※No13 が現行システムにない要件である。

(4) 食肉検査 (BSE) 支援業務機能

自治体の食肉衛生検査所で実施される食肉検査のうち、BSE の検査結果の報告を行う。

<表 3-1-2-3 食肉検査 (BSE) 支援業務機能一覧>

No	分類	要件
1	ア. 週報	—
2	① 検査結果入力	検査結果を入力し、登録できること。入力項目の詳細は「3.2 画面要件」を参照すること。
3		登録する週が月をまたぐ場合は、入力する箇所が月毎に分かれること。
4		登録ユーザが登録した、締め時間が経過した報告週の検索結果を修正できること。
5	② 検査結果修正	修正対象の検査結果は検査日、登録ユーザを条件に検索し、修正画面で表示できること。
6		自治体ユーザは当週と過去 5 週間までの検査日に対して修正可能であること。また、他の自治体の検査結果を修正できないこと。
7		厚生労働省ユーザは全検査日に対して修正が可能であること。
8	② 集計表	登録された検査結果より検査日を範囲指定して、集計表を作成し、画面表示及び CSV 形式のファイルとして出力できること。
9	③ 締め時間設定	検査結果の締め時間を曜日、時間を指定して設定・変更ができること。
10	イ. 管理処理	—
11	① 権限マスタ	権限マスタデータを登録、修正できること。
12	② 機関マスタ	機関マスタデータを登録、修正できること。
13	④ 都道府県マスタ	都道府県マスタデータを登録、修正できること。
14	⑤ カレンダーマスタ	カレンダーマスタデータを登録、修正できること。
15	⑥ その他	上記は現時点で想定しているマスタである。上記以外に必要な

No	分類	要件
		マスタがある場合は、マスタを用意し、登録、修正できる機能を設けること。

(5) 食肉検査等処理還元機能

自治体の食肉衛生検査所で実施される食肉検査結果の報告を行う。入力には食肉衛生検査所にて実施する。

〈表 3-1-2-4 食肉検査等情報処理還元機能機能一覧〉

No	分類	要件
1	① 様式ダウンロード	本システムサーバにある様式を指定することにより、利用者が任意にダウンロードできること。
2		以下の報告業務の様式を作成し、ダウンロードできるように本システムに登録すること。また、様式ファイルは行の追加等利用者により任意に変更されないよう考慮すること。なお、現行システムの報告業務の様式からレイアウト変更、入力可能桁数の変更等を行うため、留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1 と畜場 ・第2 と畜場外とさつ頭数 ・第3の1 と畜場内とさつ頭数 ・第3の2 処分別実頭数 ・第3の3 疾病別頭数 ・第4 食鳥処理場 ・第5 食鳥処理衛生管理者 ・第6 届出食肉販売業者 ・第7の1 食鳥処理羽数 ・第7の2 処分別実羽数 ・第7の3 疾病別羽数 ・第8 化製場及び魚介類鳥類等製造貯蔵施設 ・第9 死亡獣畜取扱場 ・第10 畜舎及び家きん舎 ・第11 化製場等
3		様式ファイル内で項目間の数値を比較し、エラーチェックできること。また、将来的に様式ファイルをまたがり、項目間のエラーチェックを行う可能性もあるため、これに留意した設計を行うこと。
4		各報告業務においてゼロ報告を行う場合があるが、利用者が様式ファイルの全項目に「0（ゼロ）」を入力する必要がないなどの入力操作の省力化の措置を講じること。
5	② 様式アップロード	記述済みの様式ファイルを本システムにアップロードできること。その際、報告業務に紐付けて報告年、報告期情報もアップロードできること。
6		様式ファイルは入力項目のチェックを行い、エラーがあった場合は、エラー画面を表示すること。また、エラーの内容により、処理を継続、中断するよう制御すること。
7	③ 報告データ取り込み	本表No5で自治体からアップロードされた様式ファイルを一括してデータベース登録用ファイルに加工すること。なお、本処理は毎日一定時刻に自動実行すること。ただし、緊急時に備え、手動での実行も可能であること。
8	④ 報告データ登録・更新	本表No7で生成したファイルをデータベースに登録すること。なお、本処理は毎日一定時刻に自動実行すること。ただし、緊急時に備え、手動での実行も可能であること。

No	分類	要件
9	⑤ ダウンロード/アップロード状況確認	報告業務毎に報告年、報告期を指定して、各自治体の様式ダウンロード及びアップロード状況を確認できること。
10		状況確認画面では様式ダウンロード及びアップロードの各自治体毎の“未”“済”に加え、日時やアップロードのファイルのパスと自治体毎のデータ値を表示できること。
11	⑦ 集計表作成	報告業務毎に報告年、報告期を指定して CSV 形式の集計表の作成ができること。また、作成された集計表は本表 No14 の還元情報としてダウンロードできること。
12		複数報告業務の集計表を一括して指定できること。
13		作成した集計表は集計表作成一覧画面よりダウンロードが可能であること。
14		⑧ 集計表還元 報告業務を選択し、本表 No11 で作成された集計表を一覧表示し、ダウンロードが可能であること。

※No2～4 が現行システムにない要件である。

3.1.3 食中毒関連情報提供機能

食中毒関連情報提供機能の要件を以下に示す。なお、本機能は現行食中毒調査支援システムで実現している機能である。

〈表 3-1-3-1 食中毒関連情報提供機能一覧〉

No	分類	機能名	要件
1	ログイン	ユーザ管理	本システムを利用する利用者情報の新規追加・設定・変更・削除が行えること。
		ログイン	利用者 ID、パスワードでログイン管理が行えること。
2	掲示板管理	掲示板作成	表 3-1-3-2 掲示板一覧で定義した情報毎に、複数の掲示板の作成・変更・削除等が行えること。また掲示板毎に、上下関係等の相関が設定できること。なお、運用期間中、担当職員が任意に掲示板を作成するので、容易な操作で作成できること。
		メンバ設定	上記「掲示板作成」で作成した掲示板毎に、掲示板への掲載者・閲覧者が設定できること。
		期間	掲示板毎に開始年月日、終了年月日を登録することで、掲示板を利用できる期間を設定できること。
3	掲示板掲載	掲示板掲載	掲示板掲載画面から掲示板に掲載できること。 入力テンプレートを用意し、定型的に登録できる機能を有すること。
		メール掲載	ユーザ管理で設定したメールアドレスから掲示板にメールで掲載できること。また、掲示板にアクセス権限のない利用者からのメール掲載を認めるか否かを設定により切り替え可能であること。
		ファイル添付	掲示板に掲載する記事に、ファイルを添付できること。
		公開承認	掲示板に掲載する情報について、必要に応じて事前に承認ワークフローを設定し、公開にあたって一人以上の承認者によって承認行為が行えること。
4	掲示板閲覧	掲示板閲覧	掲示板画面から掲示板を閲覧できること。掲示板毎にアクセスできる利用者を限定し、閲覧できる範囲を指定できること。
		メール閲覧	掲載された掲示板の本文を、ユーザ管理で設定したメールアドレス宛に送信し、メールで閲覧できること。
		携帯電話閲覧	掲載された掲示板の本文を、ユーザ管理で設定した携帯電話のメールアドレス宛に送信し、携帯電話のメールで閲覧でき

No	分類	機能名	要件
			ること。
5	新着通知	メール送信	ユーザ管理で設定したメールアドレス宛に、当該掲示板のメンバに対し、新規に記事の掲載があった旨を送信できること。
		携帯メール送信	ユーザ管理で設定した携帯電話のメールアドレス宛に、当該掲示板のメンバに対し、新規に記事の掲載があった旨を送信できること。
6	検索	共通	ログイン後、全ての画面から検索機能呼び出せること。
			検索対象は掲示板に掲載された記事及びテキストとして解読できる添付ファイルとする。
			検索範囲は利用者の権限に基づき閲覧可能な範囲とすること。
		キーワード検索	設定したキーワードを条件に検索できること。
		自由検索	自由文（文章）を条件に検索できること。
		関連記事検索	指定した記事の関連記事を検索できること。
7	システム連携	感染症サーベイランスシステム	感染症サーベイランスシステムと連携し、感染症サーベイランスシステムで出力した帳票等のデータを掲示板に自動的に取り込むこと。 感染症サーベイランスシステムにおいて<表 3-3-2-1 食中毒関連情報提供機能帳票一覧>の「新規」と記載された帳票については、当該帳票を出力する機能を追加すること。
		食品健康被害情報メール窓口	厚生労働省ホームページに掲載されている食品健康被害情報メール窓口で受け付けた内容を掲示板に取り込むこと。
8	その他	—	本機能は Web ブラウザで動作することを前提とし、動作にあたってクライアントパソコンに新たなソフトウェア等を導入する必要がないこと。

また、あらかじめ以下の掲示板を作成すること。なお、以下の掲示板の中には、階層構造でさらに複数の掲示板を有するものもある。

<表 3-1-3-2 掲示板一覧>

No	掲示板
1	食中毒事件速報
2	食中毒事件速報マップ
3	食中毒事件詳報
4	食中毒統計資料
5	食中毒関連メディア情報
6	食品健康被害情報メール
7	広域食中毒関連情報
8	講習会資料等
9	食中毒統計速報
10	感染症発生動向情報 (NESID)
11	病原体検出情報 (NESID)
12	PuIsNet Japan
13	緊急連絡網
14	通知・事務連絡
15	食品安全情報
16	自治体用情報共有掲示板
17	FoodNet Japan

No	掲示板
18	V-Nusnet Japan
19	食品中のカビリスクプロファイル
20	輸入食品届出情報データベース
21	生食用カキ事例
22	その他関連情報
23	マニュアル

3.1.4 緊急時対応支援機能

緊急時対応支援機能の要件を以下に示す。また、現行システムで利用している Web カメラ「Logicool® 1.3-MP Webcam C300」及びヘッドフォン、マイク「Logicool® ClearChat™」を継続して利用できること。なお、本機能は現行食中毒調査支援システムで実現している機能である。

〈表 3-1-4-1 緊急時対応支援機能一覧〉

No	分類	機能名	要件
1	会議予約	ユーザ管理	本機能を利用する利用者情報の設定・変更・削除が行えること。
		ログイン	利用者 ID、パスワードでログイン管理が行えること。
		会議予約	会議管理用のスケジュール等に、管理者が参加者、参加日時、議題等を入力し、会議予約・変更・キャンセルが行えること。
		会議通知	参加者に電子メール等で開催案内を通知できること。開催案内には、会議への参加方法（URL など）が記載されていること。
2	資料共有	電子白板	会議中、参加者が電子白板に同時に記載し情報が共有できること。
		ファイル共有	会議中、参加者が電子ファイルを共有できること。当該電子ファイルのアプリケーションがクライアントにインストールされていない場合でもイメージデータ等で共有できること。
3	Web 会議	映像表示	会議参加者全員の映像を表示できること。
		会議実施	インターネット等ネットワーク上で、音声、映像、テキストチャットにより会議を行えること。
		電話会議	電話を利用し、音声のみで会議に出席できること。
		遠隔操作	主催者のパソコンから他の参加者の映像・音声等の操作及び発言・操作権の制御ができること。
		強制退室	主催者のパソコンから参加者を強制退室させることができること。

3.1.5 研修機能

研修機能の要件を以下に示す。なお、本機能は現行食中毒調査支援システムで実現している機能である。

〈表 3-1-5-1 研修機能一覧〉

No	分類	機能名	要件
1	ユーザ・研修管理	ログイン	利用者 ID、パスワードでログイン管理が行えること。
			ログイン後、利用者の権限に基づき、選択できる機能が異なること。

		ユーザ管理	管理者、受講者の作成ができること。 なお、以下の権限を付与できること。 ・管理者 1：全ての機能を利用できること。 ・管理者 2：教材作成と受講が利用可能であること。 ・受講者：コース受講ができること。
			登録したユーザに登録完了のメール送信ができること。
		研修管理	研修コース毎に受講対象者、受講期間などが設定できること。
2	教材、テスト作成	変換機能	Microsoft PowerPoint で作成したファイルを本機能で利用できる形式に変換できること。 本機能で利用できる形式とした教材、テストを zip ファイルの形式でアップロードできること。
		アップロード機能	コース、章、単元を作成でき、教材及びテストを本機能に搭載できること。
3	受講	お知らせ	厚生労働省担当職員が利用者に対し、お知らせを通知できること。
		研修選択	利用者が割り当てられている研修の中から、受講する研修を一覧表示し、選択できること。
		受講	利用者が選択した研修に割り当てられた教材を参照できること。 受講後、履歴が保存され、確認できること。
		進捗機能確認	受講の進捗率が確認できること。
4	テスト	テスト選択	利用者が割り当てられている研修の中から、受験するテストを選択できること。
		テスト受験	選択されたテストの受験・結果表示・解説が行えること。 テスト実施後、履歴が保存され、確認できること。
5	その他	デザインカスタマイズ	ロゴ、システム名、コピーライト等が本システムに則した内容に変更できること。

3.2 画面要件

本システムを構築する上で、必要な画面の要件を以下に示す。なお、現行システムが有する画面や操作方法は原則として全て継承し、利用者の操作性を損なわないよう配慮すること。

3.2.1 共通要件

本システムに求められる画面設計仕様を以下に示す。なお、下記要件については、機能要件から想定される画面設計条件をまとめたものであり、詳細については設計工程にて決定することとする。

- (1) セキュリティの観点より一部の自治体で使用が許可されていないActiveXを使用しないこと。
- (2) 必須入力項目の入力漏れがないよう、登録時に入力チェックを行うこと。
- (3) 日付入力はカレンダーによる入力ができるよう設計・開発すること。
- (4) 本画面要件に記載されていない画面であってもシステムとして当然備えるべき事項については、仕様に含まれるものとして検討し、考慮すること。
- (5) フォントや色の見易さ、マウスやキー操作のわかり易さ及び統一性に配慮すること。
- (6) 利用者の操作を軽減できる以下の仕組みを提供すること。

ア. プルダウン等の選択項目の並び順は利用者が容易に選択できるよう工夫をすること（例：選択リストの表示において項目を読み順で表示する等）。

- イ. データ登録・更新・削除を行う操作については、確認メッセージを表示する等、誤操作がないよう配慮すること。
- ウ. 入力画面と出力される帳票については、各画面・帳票名称や項目をシステム内で統一すること。

3.2.2 ポータル機能

〈表 3-2-2-1 ポータル機能画面一覧〉

No	画面名	概要	主要項目
1	ポータル	本システムのポータル機能を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のリンクを表示 -食品情報収集・集計機能 -食中毒関連情報提供機能 -緊急時対応支援機能 -研修機能 -お知らせメンテナンス ・お知らせ
2	お知らせメンテナンス	お知らせを新規登録、更新、削除する。	<ul style="list-style-type: none"> ・お知らせ

※No2 が現行システムにない要件である。

3.2.3 食品情報収集・集計機能

食品情報収集・集計機能の画面名、概要、主要項目と関連する機能を以下に示す。

(1) 食品情報収集・集計ログイン・メニュー

食品情報収集・集計ログイン・メニューに係る画面要件を以下に示す。

〈表 3-2-3-1 食品情報収集・集計ログイン・メニュー画面一覧〉

No	画面名	概要	主要項目
1	ログイン	本システムのポータル機能を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザ ID ・パスワード
2	メニュー	各サブ機能の起動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のリンクを表示 -食中毒発生情報処理機能(事件票)登録・修正・削除 -食中毒発生情報処理機能(事件票)検索 -食中毒発生情報処理機能(事件票)統計表 -食中毒発生情報処理機能(事件表)事件録 -夏期年末報告業務機能 -食肉検査(BSE)支援業務機能 -食肉検査等情報処理還元機能 ・マニュアルダウンロード ・ユーザマスタメンテナンス
3	ユーザマスタメンテナンス	ユーザ ID、パスワード等の利用者情報のメンテナンスを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザ ID ・食中毒関連情報提供機能 ID ・ユーザ名称 ・自治体名称 ・権限

(2) 食中毒発生情報処理機能

食中毒発生情報処理機能に係る画面要件を以下に示す。

〈表 3-2-3-2 食中毒発生情報処理機能画面一覧〉

No	画面名	概要	主要項目
1	食中毒事件票処理選択	食中毒事件票の登録、修正、削除の処理を選択する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理選択 ・ 発病年月
2	食中毒事件票新規作成	食中毒事件票を新規に作成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病年月日
3	食中毒事件票一覧	食中毒事件票を修正・削除する場合に登録済みの事件票を一覧表示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ No ・ 自治体名 ・ 都道府県等事件番号 ・ 保健所事件番号 ・ 発病年月日 ・ 病因物質の種別 ・ 入力年月日
4	食中毒事件票入力	食中毒事件票を登録、修正する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、保健所 ・ 保健所符号 ・ 都道府県等事件番号 ・ 保健所事件番号 ・ 原因施設等の所在地 ・ 町名等 ・ 発病年月日 ・ 保健所受理年月日 ・ 原因施設等の名称 ・ 原因施設等の種別 ・ 原因食品名称 ・ 原因食品の種別、判定 ・ 摂取場所 ・ 摂取場所の種別 ・ 調理の有無 ・ 病因物質（血液型等） ・ 病因物質の種別 ・ 検査の状況 ・ 患者、死者、摂食者の状況 ・ 摂食者数合計 ・ 移送 ・ 移送枚数 ・ 発生要因 ・ 備考
5	食中毒事件票確認	食中毒事件票を登録、修正する際にデータベースに登録する前に入力内容を確認する。	本表 No4 と同様
6	食中毒事件票	食中毒事件票の個票を表示する。	本表 No4 と同様
7	食中毒事件票検索条件入力	データベースに登録されている事件票を検索する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象年 ・ 機関 ・ 都道府県等事件番号 ・ 保健所事件番号 ・ 原因施設等の所在区分 ・ 原因施設等の種別 ・ 原因食品の種別

No	画面名	概要	主要項目
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 摂取場所の種別 ・ 病因物質の種別 ・ 発病年月日 ・ 患者数、死者数
8	食中毒事件 票検索結果	本表 No7 の検索結果を一覧表示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ No ・ 自治体名 ・ 都道府県等事件番号 ・ 保健所事件番号 ・ 発病年月日 ・ 病因物質の種別 ・ 患者総数 ・ 入力年月日
9	統計表選択	CSV 形式の統計表をダウンロードする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病年 ・ 統計表 ・ 患者数 ・ 機関 ・ 発病期間 ・ 取りまとめ日
10	事件録出力	CSV 形式の事件録をダウンロードする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病年 ・ 指定期間 ・ 機関の選択

(3) 夏期年末報告業務機能

夏期年末報告業務機能に係る画面要件を以下に示す。

〈表 3-2-3-3 夏期年末報告業務機能画面一覧〉

No	画面名	概要	主要項目
1	メニュー	本サブ機能の各処理を起動する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のリンクを表示 - 様式ダウンロード - 様式アップロード - 報告データ取込 - DB 登録/更新 - 送信/受信状況確認 - 集計表作成 - 集計表還元
2	様式ダウンロード	報告業務毎の様式をダウンロードする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ No ・ 報告業務名 ・ 作成日時 ・ 処理
3	様式アップロード	報告業務毎の様式をアップロードする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ No ・ 報告業務名 ・ 報告年 ・ 報告期 ・ 様式ファイル名
4	報告データ取込	報告データをデータベース登録用ファイルに手動で加工する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行ボタン
5	DB 登録・更新	本表 No4 の報告データをデータベースに手動で登録する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行ボタン
6	送信/受信状況確認	各自治体の様式をダウンロード、アップロード状況を確認するための条件を指定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告業務名 ・ 報告年 ・ 報告期
7	送信/受信	本表 No6 の結果を表示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告業務名

No	画面名	概要	主要項目
	状況結果表示		<ul style="list-style-type: none"> ・自治体名 ・報告データ受信 ・受信日時 ・報告データファイルパス ・様式ファイルダウンロード ・ダウンロード日時
8	集計表作成	集計表を作成するための条件を指定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・報告業務名 ・抽出年月
9	集計表作成一覧	作成された集計表を一覧表示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・報告業務名 ・集計表ファイルパス ・サイズ ・抽出年月
10	集計表還元	還元ファイルをダウンロードする報告業務を指定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・報告業務名
11	還元ファイル一覧	還元対象の集計表を一覧表示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・報告業務名 ・還元ファイル ・抽出年月
12	自治体報告済み様式ファイルダウンロード	自治体が報告済みの様式ファイルをダウンロードする。	<ul style="list-style-type: none"> ・年度 ・自治体コード ・様式ファイル名

※No12 が現行システムにない要件である。

(4) 食肉検査 (BSE) 支援業務機能

食肉検査 (BSE) 支援業務機能に係る画面要件を以下に示す。

〈表 3-2-3-4 食肉検査 (BSE) 支援業務機能画面一覧〉

No	画面名	概要	主要項目
1	メニュー	本サブ機能の各処理を起動する。	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のリンクを表示 [週報入力] -検査結果入力 -検査結果修正 -全国集計表 [個体入力] -検査結果 (入力・確認・修正) -検索処理 -統計処理 -管理処理
2	検査結果入力	検査結果を入力する。	<ul style="list-style-type: none"> ・検査期間 ・生後 24 ヶ月齢以上個体数 (陰性、陽性、検査中) ・生後 30 ヶ月齢以上個体数 (陰性、陽性、検査中) ・その他の個体数 (陰性、陽性、検査中) ・とさつ禁止措置を講じた件数
3	検査結果修正検索 (検索条件)	検査結果を修正するための対象データを検索する。	<ul style="list-style-type: none"> ・検査日 ・ユーザ
4	検査結果報告	本表 No3 で検索した結果を表示する。	本表 No2 と同様

No	画面名	概要	主要項目
	告		
5	全国集計表	全国集計表を作成するための集計条件を指定する。	・ 検査日
6	集計結果	本表 No5 の集計結果を表示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県等 ・ 生後 24 ヶ月以上(症状あり) (陰性、陽性、検査中、計) ・ 生後 30 ヶ月以上の牛(陰性、 陽性、検査中、計) ・ その他の牛(陰性、陽性、検査中、計) ・ 計(陰性、陽性、検査中、計) ・ とさつ禁止措置
7	締め時間設定	締め時間を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 曜日 ・ 時間
8	管理処理メニュー	管理処理の各処理を起動する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のリンクを表示 -権限マスタ -機関マスタ -都道府県マスタ -カレンダーマスタ
9	権限マスタ	権限マスタを登録、修正する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権限コード ・ 権限名称
10	機関マスタ	機関マスタを登録、修正する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機関コード ・ 機関名称 ・ 都道府県名称
11	都道府県マスタ	都道府県マスタを登録、修正する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県コード ・ 都道府県名称
12	カレンダーマスタ	カレンダーマスタを登録、修正する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週月区分 ・ 開始日 ・ 終了日

(5) 食肉検査等情報処理還元機能

食肉検査等情報処理還元機能に係る画面要件を以下に示す。

〈表 3-2-3-5 食肉検査等情報処理還元機能画面一覧〉

No	画面名	概要	主要項目
1	メニュー	本サブ機能の各処理を起動する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のリンクを表示 -様式ダウンロード -様式アップロード -報告データ取込 -DB 登録/更新 -送信/受信状況確認 -集計表作成 -集計表還元
2	様式ダウンロード	報告業務毎の様式をダウンロードする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告業務名 ・ 作成日時 ・ ダウンロード
3	様式アップロード	報告業務毎の様式をアップロードする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告業務名 ・ 報告年 ・ 報告期 ・ 様式ファイル名
4	報告データ取込	報告データをデータベース登録用ファイルに手動で加工する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行ボタン

No	画面名	概要	主要項目
5	DB登録・更新	本表 No4 の報告データをデータベースに手動で登録する。	・実行ボタン
6	送信・受信状況確認	各自治体の様式をダウンロード、アップロード状況を確認するための条件を指定する。	・報告業務名 ・報告年 ・報告期
7	送信・受信状況結果表示	本表 No6 の結果を表示する。	・報告業務名 ・自治体名 ・報告データ受信 ・受信日時 ・報告データファイルパス ・様式ファイルダウンロード ・ダウンロード日時
8	集計表作成	集計表を作成するための条件を指定する。なお、集計表は以下の2種類が出力できること。 ・都道府県毎の全国集計データ ・報告機関毎の全国一覧データ	・報告業務名 ・抽出年月
9	集計表作成一覧	作成された集計表を一覧表示する。	・報告業務名 ・集計表ファイルパス ・サイズ ・抽出年月
10	還元ファイルダウンロード条件指定	還元ファイルをダウンロードする報告業務を指定する。	・報告業務名
11	還元ファイル一覧	還元対象の集計表を一覧表示する。	・報告業務名 ・還元ファイル ・抽出年月

※No8 が現行システムにない要件である。

3.2.4 食中毒関連情報提供機能

食中毒関連情報提供機能の画面名、概要、主要項目と関連する機能を以下に示す。

〈表 3-2-4-1 食中毒関連情報提供機能画面一覧〉

No	画面名	概要	主要項目
1	ログイン ログアウト	利用者が、あらかじめシステムに登録されたユーザ ID、パスワードで本システムにログインする。	・ユーザ ID ・パスワード
2	掲示板作成	新規に掲示板を作成する。また、掲示板の属性情報を変更する。	・掲示板名 ・掲示板の説明 ・公開性 ・期間 ・利用メンバ ・メール機能の使用有無 ・ワークフロー設定
3	掲示板メニュー	各利用者が利用できる掲示板を、ツリー表示等体系的に表示し、各掲示板のリンクを表示する。	・掲示板名 ・上位掲示板のパス ・更新日時
4	記事掲載	掲示板毎に新規に記事を掲載する。	・作成者 ・掲示板

No	画面名	概要	主要項目
			<ul style="list-style-type: none"> ・タイトル ・記事本文 ・添付資料
5	記事一覧	掲示板毎に当該掲示板の記事一覧を表示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・タイトル ・作成者 ・掲載日時
6	記事閲覧	本表 No5 の記事一覧から選択された記事を閲覧する。	<ul style="list-style-type: none"> ・タイトル ・掲示板名 ・作成者 ・掲載日時 ・記事本文 ・添付ファイル
7	検索	記事及び添付ファイルを指定の条件で検索、抽出する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然文 ・キーワード ・範囲 ・対象 ・作成者 ・作成日

3.2.5 緊急時対応支援機能

緊急時対応機能の画面名、概要、主要項目と関連する機能を以下に示す。

〈表 3-2-5-1 緊急時対応機能画面一覧〉

No	画面名	概要	主要項目
1	ログイン	管理者があらかじめシステムに登録されたユーザ ID、パスワードで本機能にログインする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザ ID ・パスワード
2	会議予約、変更、キャンセル	管理者が会議の概要を登録し、会議予約を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・開始日時 ・終了日時 ・通知日時 ・議題 ・参加者への案内 ・主催者氏名、メールアドレス ・参加者氏名、メールアドレス
3	会議予約確認	本表 No2 で予約した内容を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・開始日時 ・終了日時 ・通知日時 ・議題 ・参加者への案内 ・主催者氏名、メールアドレス ・参加者氏名、メールアドレス
4	アドレス帳	主催者・参加者の氏名をあらかじめ登録しておき、会議予約時に利用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者氏名、メールアドレス ・参加者氏名、メールアドレス
5	利用履歴確認	会議室の利用日時、利用時間などを月毎の履歴として参照する。	<ul style="list-style-type: none"> ・合計利用時間 ・開始日時 ・終了日時 ・予約時間 ・利用人数 ・議題
6	会議画面	参加者の動画・音声で会議を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者映像
7	テキストチャット	参加者全員、または出席しているすべての	<ul style="list-style-type: none"> ・テキスト

No	画面名	概要	主要項目
	チャット	参加者に対しテキストチャットの送信を行う。	・送信先
8	電子白板	参加者が電子白板を利用する。	—
9	資料共有	参加者が選択した電子ファイル、アプリケーション、Web等の資料を参加者全員に表示する。	—
10	録画	録画を許可された参加者が、会議の内容をローカルパソコンに記録する。	・記録名 ・記録レート ・記録フォルダ
11	再生	録画した会議の内容を再生する。	—
12	マニュアル	会議中に緊急時対応支援機能に係るシステム操作マニュアルを参照する。	—

3.2.6 研修機能

研修機能の画面名、概要、主要項目と関連する機能を以下に示す。

〈表 3-2-6-1 研修機能画面一覧〉

No	画面名	概要	主要項目
1	ログイン	利用者が、あらかじめシステムに登録されたユーザ ID、パスワードで本システムにログインする。	・ユーザ ID ・パスワード
2	ユーザ管理	利用者を登録、修正、削除する。	・ユーザ ID ・パスワード ・氏名 ・メールアドレス ・ロール (権限) ・ランク (検索用項目) ・属性 (検索用項目) ・開始予定日 ・終了予定日 ・郵便番号 ・住所 ・組織名 ・部署名 ・役職 ・検索キー A (検索用項目) ・検索キー B (検索用項目) ・検索キー C (検索用項目) ・備考
3	受講者個人	利用者が、自分に割り当てられた研修・テスト等の一覧を表示する。	・お知らせ ・研修名
4	受講	本表 No 3 で選択した研修の単元別一覧が参照でき、受講したい単元を選択する。	・単元
5	学習	本表 No 4 で選択した単元に該当する教材を参照する。	・教材
6	テスト	本表 No 3 で選択したテストを受験し、回答結果、解説等を参照する。	・テスト ・回答結果 ・解説

3.3 帳票要件

本システムを構築する上で、必要な帳票の要件を以下に示す。

3.3.1 食品情報収集・集計機能

本機能では以下の帳票を出力する。

(1) 食中毒発生情報処理機能

〈表 3-3-1-1 食中毒発生情報処理機能帳票一覧〉

No	帳票名
1	食中毒事件・患者・死者数、原因食品・都道府県-保健所設置市別及び特別区（再掲）別
2	食中毒事件・患者・死者数、病因物質・都道府県-保健所設置市別及び特別区（再掲）別
3	食中毒事件・患者・死者数、原因施設・都道府県-保健所設置市別及び特別区（再掲）別
4	食中毒事件・患者・死者数、病因物質・原因食品別
5	食中毒事件・患者・死者数、病因物質・原因施設別
6	食中毒事件・患者・死者数、原因施設・原因食品別
7	食中毒事件・患者・死者数、摂取場所・原因食品別
8	食中毒事件・患者・死者数、摂取場所・病因物質別
9	食中毒事件・患者・死者数、摂取場所・原因施設別
10	食中毒事件・患者・死者数、発病月・都道府県-保健所設置市別及び特別区（再掲）別
11	食中毒事件・患者・死者数、発病月・原因食品別
12	食中毒事件・患者・死者数、発病月・病因物質別
13	食中毒事件・患者・死者数、性・年齢階級・原因食品別
14	食中毒事件・患者・死者数、性・年齢階級・病因物質別
15	食中毒事件・患者・死者数、性・年齢階級・摂取場所別
16	食中毒事件・患者・死者数、患者規模・病因物質別
17	食中毒事件・摂食者・発病率、病因物質別・原因食品別
18	発生地域の範囲別にみた食中毒事件数・患者数及び構成割合
19	食中毒事件録

(2) 夏期年末報告業務機能

〈表 3-3-1-2 夏期年末報告業務機能帳票一覧〉

No	帳票名
1	許可を要する施設
2	許可を要しない施設
3	食品の収去試験（輸入品）
4	食品の収去試験（国産品）

(3) 食肉検査(BSE)支援業務機能

〈表 3-3-1-3 食肉検査(BSE)支援業務機能帳票一覧〉

No	帳票名
1	全国集計表

(4) 食肉検査等情報処理還元機能

〈表 3-3-1-4 食肉検査等情報処理還元機能帳票一覧〉

No	帳票名
----	-----

No	帳票名
1	第1表 と畜場数（都道府県毎全国集計）
2	第1表 と畜場数（報告機関毎全国一覧）
3	第2表 と畜場外とさつ頭数（都道府県毎全国集計）
4	第2表 と畜場外とさつ頭数（報告機関毎全国一覧）
5	第3の1表 と畜場内とさつ頭数（都道府県毎全国集計）
6	第3の1表 と畜場内とさつ頭数（報告機関毎全国一覧）
7	第3の2表 処分別実頭数（都道府県毎全国集計）
8	第3の2表 処分別実頭数（報告機関毎全国一覧）
9	第3の3表 疾病別頭数（都道府県毎全国集計）
10	第3の3表 疾病別頭数（報告機関毎全国一覧）
11	第4表 食鳥処理場（都道府県毎全国集計）
12	第4表 食鳥処理場（報告機関毎全国一覧）
13	第5表 食鳥処理衛生管理者（都道府県毎全国集計）
14	第5表 食鳥処理衛生管理者（報告機関毎全国一覧）
15	第6表 届出食肉販売業者数（都道府県毎全国集計）
16	第6表 届出食肉販売業者数（報告機関毎全国一覧）
17	第7の1表 食鳥処理羽数（都道府県毎全国集計）
18	第7の1表 食鳥処理羽数（報告機関毎全国一覧）
19	第7の2表 処分別実羽数（都道府県毎全国集計）
20	第7の2表 処分別実羽数（報告機関毎全国一覧）
21	第7の3表 疾病別羽数（都道府県毎全国集計）
22	第7の3表 疾病別羽数（報告機関毎全国一覧）
23	第8表 化製場及び魚介類鳥類等製造貯蔵施設（都道府県毎全国集計）
24	第8表 化製場及び魚介類鳥類等製造貯蔵施設（報告機関毎全国一覧）
25	第9表 死亡獣畜取扱場（都道府県毎全国集計）
26	第9表 死亡獣畜取扱場（報告機関毎全国一覧）
27	第10表 畜舎及び家きん舎（都道府県毎全国集計）
28	第10表 畜舎及び家きん舎（報告機関毎全国一覧）
29	第11表 化製場等（都道府県毎全国集計）
30	第11表 化製場等（報告機関毎全国一覧）

※No1～30 が現行システムにない要件である。

3.3.2 食中毒関連情報提供機能

本機能では、感染症サーベイランスシステム及び食品情報収集・集計機能と連携し、表 3-3-2-1 に記載している帳票を掲示板に取り込み、掲示板で閲覧できるようにすること。

感染症サーベイランスシステムから出力される No. 1～No. 22 の帳票は自動的に掲示板に取り込むこと。また、食品情報収集・集計機能に掲載された事件録から No23～24 の帳票を生成し、自動的に掲示板に取り込むこと。

表 3-3-2-1 の種別欄に「新規」と記載されているものは当該帳票を生成する機能も本調達の範囲となるため留意すること。

感染症サーベイランスシステムの仕様等の情報については、十分な情報の開示を行うため、応札者は「12.3 既存ドキュメント類の開示」で閲覧可能なドキュメントの参照を申し出ること。

<表 3-3-2-1 食中毒関連情報提供機能帳票一覧>

No	帳票名	要件	出力	種別 *1	グラフ *2
----	-----	----	----	----------	-----------

No	帳票名	要件	出力	種別 *1	グラフ *2
1	週別腸管出血性大腸菌感染症報告数	感染症発生動向情報に登録された腸管出血性大腸菌感染症報告数の週別推移	週次	既存	棒グラフ
2	都道府県別腸管出血性大腸菌感染症累積報告状況	感染症発生動向情報に登録された腸管出血性大腸菌感染症報告数の累積	週次	既存	日本地図イメージ *3
3	都道府県別腸管出血性大腸菌感染症週別報告状況	感染症発生動向情報に登録された腸管出血性大腸菌感染症の都道府県別、週別報告数	週次	既存	日本地図イメージ *3
4	週別 SRSV 検出報告数、過去 4 シーズンとの比較	病原体検出情報に登録された SRSV 検出報告数を過去 4 シーズンと比較した週別推移	週次	既存	折れ線グラフ
5	検出された SRSV の内訳	病原体検出情報に登録された SRSV 検出報告数の内訳の週別推移	週次	既存	棒グラフ
6	0157、026 週別分離報告数過去 4 年間との比較	病原体検出情報に登録された 0157、026 の過去 4 年間の分離報告数の週別比較	週次	既存	折れ線グラフ
7	都道府県別 Vero 毒素産生大腸菌 0157 分離報告状況	病原体検出情報に登録された 0157 の週別・都道府県別分離報告状況	週次	既存	日本地図イメージ *3
8	都道府県別 Vero 毒素産生大腸菌 026 分離報告状況	病原体検出情報に登録された 026 の週別・都道府県別分離報告状況	週次	既存	日本地図イメージ *3
9	病原大腸菌（VTEC を除く）月別分離報告数、過去 4 年間との比較	病原体検出情報に登録された病原大腸菌（VTEC は除く）の過去 4 年間の月別分離報告数の比較	月次	既存	折れ線グラフ
10	赤痢菌月別分離報告数過去 4 年比較	病原体検出情報に登録された赤痢菌の月別分離報告数	月次	既存	棒グラフ
11	チフス菌・パラチフス A 菌月別分離報告数過去 4 年比較	病原体検出情報に登録されたチフス菌・パラチフス A 菌の月別分離報告数	月次	既存	棒グラフ
12	サルモネラ（チフス菌・パラチフス A 菌を除く）月別分離報告数過去 4 年間比較	病原体検出情報に登録されたサルモネラ菌（チフス菌・パラチフス A 菌を除く）の過去 4 年間の月別分離報告数の比較	月次	既存	折れ線グラフ
13	コレラ菌 01 月別分離報告数過去 4 年比較	病原体検出情報に登録されたコレラ菌の月別分離報告数	月次	既存	棒グラフ
14	セレウス菌月別分離報告数過去 4 年間比較	病原体検出情報に登録されたセレウス菌の過去 4 年間の月別分離報告数の比較	月次	既存	折れ線グラフ
15	腸炎ビブリオ月別分離報告数過去 4 年間比較	病原体検出情報に登録された腸炎ビブリオの過去 4 年間の月別分離報告数の比較	月次	既存	折れ線グラフ
16	カンピロバクター月別分離報告数過去 4 年間との比較	病原体検出情報に登録されたカンピロバクターの過去 4 年間の月別分離報告数の比較	月次	既存	折れ線グラフ
17	黄色ブドウ球菌月別分離報告数過去 4 年間比較	病原体検出情報に登録された黄色ブドウ球菌の過去 4 年間の月別分離報告数の比較	月次	既存	折れ線グラフ
18	ウエルシュ菌月別分離報告数過去 4 年間との比較	病原体検出情報に登録されたウエルシュ菌月別分離報告数、過去 4 年間の比較	月次	既存	折れ線グラフ

No	帳票名	要件	出力	種別 *1	グラフ *2
19	食品媒介が疑われる胃腸炎集団発生週別発生件数	病原体検出情報に登録された食品媒介が疑われる胃腸炎集団発生週別発生件数	週次	既存	棒グラフ
20	食品からの月別病原体検出状況	病原体検出情報に登録された食品からの病原体別検出数(細菌、原虫・寄生虫)	月次	既存	表形式
21	SRSV&ロタウイルス・都道府県別	病原体検出情報に登録されたSRSV&ロタウイルスの都道府県別検出数	シーズン	既存	日本地図イメージ *3
22	腸管出血性大腸菌感染症報告数(日次)	感染症発生動向情報に登録された腸管出血性大腸菌感染症報告数を基に週別推移(日次)の帳票を作成する。 本帳票は縦軸に報告数、横軸を報告週とし、過去5年平均または移動平均との比較を可能とする。	日次	新規	折れ線グラフ
23	都道府県別病因物質別状況(事件数、患者数)	食品保健総合情報処理システムに登録された食中毒事件録から、病因物質別の事件数及び患者数を各都道府県別に47帳票作成する。本帳票は、都道府県単位に区分された地図から当該都道府県の帳票がリンク可能とする。	月次	既存	棒グラフ
24	病因物質別月別発生動向の年次比較(事件数、患者数)	食品保健総合情報処理システムに登録された食中毒事件録から、病因物質別の事件数及び患者数の月別発生動向の過去5年間の比較	月次	既存	折れ線グラフ

※No22 が現行システムにない要件である。

*1：種別：「新規」とは、感染症サーベイランスシステム、あるいは食品保健総合情報処理システムの既存の機能において出力されない帳票を指し、「既存」とは、既存機能において、出力される帳票を指す。

*2：グラフ：ファイル形式は、PDF 形式あるいはMS-Office 形式(Excel2010 以上)とすること。

*3：日本地図イメージ：都道府県単位に色分けされた白地図

3.4 外部インターフェース要件

本システムを構築する上で必要な外部インターフェースの要件を以下に示す。インターフェース方法は将来のインターフェース追加等を考慮の上提案のこと。

<表 3-4-1 外部インターフェース一覧>

No	外部インターフェース名	要件
1	食品健康被害情報メール窓口⇄掲示板連携	厚生労働省ホームページに設置されている食品健康被害情報メール窓口へ送付されたメールを掲示板に取り込むためのインターフェース。なお、連携タイミングはメール受信の都度とする。
2	感染症サーベイランスシステム⇄掲示板連携	感染症サーベイランスシステムが出力した帳票をファイル形式にて掲示板に取り込むためのインターフェース。なお、連携のタイミングは月次、週次及び日次による感染症サーベイランスシステムが帳票生成した都度とする。
3	食中毒関連メディア情報⇄掲示板連携	各関連メディアよりメーリングリストで送付されたメールを掲示板に取り込むためのインターフェース。なお、連携タイミングはメール受信の都度とする。

4. 規模・性能要件

4.1 規模要件

現時点で本システムにおいて取り扱う予定のデータ量を以下に示す。なお、感染症サーベイランスシステムの規模については、「12.3 既存ドキュメント類の開示」で閲覧可能なドキュメントを参照すること。

(1) 食品情報収集・集計機能

本機能の利用拠点と取り扱う情報量を以下に示す。なお、1 拠点あたり概ね 1 名程度の利用者が存在する。

<表 4-1-1 情報収集・集計機能利用機関及び利用者 ID 数>

利用機関	利用者 ID 数
厚生労働省	1
保健所	490
都道府県及び保健所設置市	141
食肉衛生検査所	101
地方衛生研究所	80
地方厚生局	7
国立感染症研究所	1
国立医薬品食品衛生研究所	1
国立保健医療科学院	1
その他関係機関	15

<表 4-1-2 情報収集・集計機能情報量一覧>

No	情報	情報量
1	都道府県等からの事件票	・ 1 件あたり 50KB 程度 ・ 報告数は年間 2000 件程度
2	都道府県等からの夏期年末報告	・ 1 件あたり 50KB 程度 ・ 報告数は年間(夏期+年末)500 件程度
3	食肉衛生検査所からの食肉検査等結果報告	・ 1 件あたり 50KB 程度 ・ 報告数は 1 日 5 件程度
4	食肉衛生検査所からの BSE 検査結果報告	・ 1 件あたり 50KB 程度 ・ 報告数は 1 日 5 件程度

(2) 食中毒関連情報提供機能

本機能の利用拠点と取り扱う情報量を以下に示す。なお、1 拠点あたり最大 5 名程度の利用者が存在する。

<表 4-1-3 情報提供機能利用拠点一覧>

利用拠点	拠点数
厚生労働省	1
保健所	490
都道府県及び保健所設置市	141
地方衛生研究所	80
食肉衛生検査所	101

地方厚生局	7
国立感染症研究所	1
国立医薬品食品衛生研究所	1
国立保健医療科学院	1
検疫所	13
その他関係機関	15

<表 4-1-4 情報提供機能情報量一覧>

No	情報	情報量
1	食中毒事件速報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 件あたり A4 用紙 3 枚程度 ・ 報告数は 1 日 5 件程度 ・ 既存データ件数は 5300 件程度
2	食中毒事件速報マップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 件あたり A4 用紙 1 枚程度 ・ 月 1 回投稿 ・ 既存データ件数は 70 件程度
3	食中毒事件詳報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 件あたり A4 用紙 10 枚程度 ・ 報告数は年間 500 件程度 ・ 既存データ件数は 3000 件程度
4	食中毒統計資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4 用紙約 300 ページ程度 ・ 年 1 回発行 ・ 既存データ件数は 50 件程度
5	食中毒関連メディア情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ メールで受信 ・ 受信件数は 1 日 2 通程度 ・ 既存データ件数は 1050 件程度
6	食品健康被害情報メール	<ul style="list-style-type: none"> ・ メールで受信（添付ファイルはなし） ・ 受付件数は週 2~3 件程度 ・ 既存データ件数は 160 件程度
7	広域食中毒関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 件あたり A4 用紙 5 枚程度 ・ 不定期投稿（年間約 30 件） ・ 既存データ件数は 140 件程度
8	講習会資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ Web から投稿 ・ 受信件数は年間で 30 件程度 ・ サイズは数百 KB~数 MB ・ 既存データ件数は 150 件程度
9	食中毒統計速報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表 3-3-2-1-23、24 に示した帳票 ・ 既存データ件数は、約 130 件
10	感染症発生動向情報 (NESID)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表 3-3-2-1 に示した帳票 ・ 既存データ件数は 570 件程度
11	病原体検出情報 (NESID)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表 3-3-2-1 に示した帳票 ・ 既存データ件数は 1700 件程度
12	PulsNet Japan	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 件あたりファイル 1MB 程度 ・ 報告数は 1 月 3 件程度 ・ 既存データ件数は 100 件程度
13	緊急連絡網	<ul style="list-style-type: none"> ・ データサイズは約 1.5MB ・ 既存データ件数は 30 件程度
14	食品安全情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 件あたり A4 用紙 50 枚程度 ・ 投稿数は月 2 回程度 ・ 既存データ件数は 330 件程度

No	情報	情報量
15	自治体用情報共有掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・ Web から投稿 ・ 受信件数は年間で 10 件程度 ・ サイズは数百 KB ・ 既存データ件数は 50 件程度
16	FoodNet Japan	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 件あたり 500KB 程度 ・ 報告数は 1 年 1 件程度 ・ 既存データ件数は 1 件
17	V-Nusnet Japan	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 菌株の遺伝子解析データ A4 用紙 5 枚程度 ・ 年間 200 株程度 ・ 既存データ件数は 150 件程度
18	食品中のカビリスクプロファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 件あたり A4 用紙 1 枚程度 ・ 既存データ件数は 40 件程度
19	輸入食品届出情報データベース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 件あたり 6.5MB 程度 ・ 年 1 回投稿 ・ 既存データ件数 40 件程度
20	生食用カキ事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 件あたり A4 用紙 1 枚程度 ・ 既存データ件数は 20 件程度
21	その他関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 件あたり 10MB 程度 ・ 既存データ件数は 30 件程度
22	マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ファイルあたり A4 用紙 5~10 枚程度 ・ 年間 3 件程度 ・ 既存データ件数は 10 件程度

(3) 緊急時対応支援機能

本機能の利用拠点を以下に示す。

<表 4-1-5 緊急時対応支援機能利用拠点一覧>

利用拠点	拠点数
厚生労働省	1
都道府県及び保健所設置市	141
地方衛生研究所	80
地方厚生局	7
国立感染症研究所	1
国立医薬品食品衛生研究所	1
国立保健医療科学院	1
その他関係機関	25

(4) 研修機能

本機能の利用拠点と取り扱う情報量を以下に示す。なお、1 拠点あたり最大 5 名程度の利用者が存在する。

<表 4-1-6 研修機能利用機関及び利用者 ID 数>

利用機関	利用者 ID 数
厚生労働省	1
保健所	490
都道府県及び保健所設置市	141
地方衛生研究所	80
地方厚生局	7
国立感染症研究所	1

利用機関	利用者 ID 数
国立医薬品食品衛生研究所	1
国立保健医療科学院	1
その他関係機関	15

4.2 性能要件

(1) 食品情報収集・集計機能

- ア. 参照する個別データを選択して、表示を開始するまでの応答時間が概ね 7 秒以内を目標とする。
- イ. 個別データをデータベースに保存し、応答の表示を開始するまでの時間が概ね 7 秒以内を目標とする。
- ウ. 上記ア・イの要件を満たすことができない処理については、開発・構築期間において受注者がその根拠・考え方を提示し、目標性能値を設定の上、厚生労働省の許可を得ること。

(2) 食中毒関連情報提供機能

- ア. 参照する個別データを選択して、表示を開始するまでの応答時間が概ね 7 秒以内を目標とする。
- イ. 個別データをデータベースに保存し、応答の表示を開始するまでの時間が概ね 7 秒以内を目標とする。
- ウ. 上記ア・イの要件を満たすことができない処理については、開発・構築期間において受注者がその根拠・考え方を提示し、目標性能値を設定の上、厚生労働省の許可を得ること。

(3) 緊急時対応支援機能

- ア. 回線の混雑等通信環境の変化をシステムが察知し、動画のフレームレート、動画サイズ等を最適に制御すること。

(4) 研修機能

- ア. 受講する研修または受験するテストを選択して、開始するまでの応答時間が概ね 7 秒以内を目標とすること。

5. 信頼性等要件

5.1 信頼性要件

「3.1 機能要件」で定義した各機能について以下の信頼性対策を施すこと。その他必要な信頼性対策があれば提案のこと。

(1) 食品情報収集・集計機能

- ア. ハードディスク障害対策として、データが消失することのないよう RAID 構成を採用し、安全性を高めること。
- イ. 上記ア. の RAID 構成にて、復旧が不可能な障害が発生した場合に備え、テープカートリッ

ジ等のバックアップメディアに定期的にバックアップを採取し、バックアップメディアから復旧できるよう安全性を高めること。

(2) 食中毒関連情報提供機能

- ア. ハードディスク障害対策として、データが消失することのないよう RAID 構成を採用し、安全性を高めること。
- イ. 上記ア. の RAID 構成にて、復旧が不可能な障害が発生した場合に備え、テープカートリッジ等のバックアップメディアに定期的にバックアップを採取し、バックアップメディアから復旧できるよう安全性を高めること。

(3) 緊急時対応支援機能

- ア. Web 会議中に不法侵入者等があった場合でも、特定メンバの排除等の措置が施されていること。

(4) 研修機能

- ア. 情報の保全性を確保するとともに、情報の正確性・完全性を維持するためにバックアップを実施するとともに、その他必要な措置を講ずること。

5.2 拡張性要件

(1) 食品情報収集・集計機能

- 新たな収集・集計対象の業務が発生した場合、収集項目等が決定してから、5 日以内に収集・集計機能を構築し、稼動開始できること。

(2) 食中毒関連情報提供機能

- 利用者の増大等に対する拡張性を考慮し、追加のライセンスが発生しないよう考慮すること。

(3) 緊急時対応支援機能

- 同時に開催する会議数、会議参加拠点数、利用時間の増大等に柔軟に対応できること。

(4) 研修機能

- 将来的に取り扱う研修の追加や利用者の増大等に柔軟に対応できること。

5.3 上位互換性要件

- 使用している OS やソフトウェア等のバージョンアップの際、必要な調査及び作業を実施することで、バージョンアップに対応可能なシステムとすること。

5.4 システム中立性要件

- 採用する技術や製品については、原則、将来にわたり市場で代替技術・技術者等を容易に調達できるよう配慮すること。

6. 情報セキュリティ要件

6.1 遵守事項

- ア. 本システムの受注者は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（最新版）」、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「食中毒調査支援システムのセキュリティーに関する実施手順書」を遵守すること。「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「食中毒調査支援システムのセキュリティーに関する実施手順書」の開示については、契約締結後、受注者が厚生労働省に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。
- イ. 受注者は当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
- ウ. 情報セキュリティ侵害された場合、またはそのおそれがある場合には速やかに担当職員に報告すること。

6.2 情報セキュリティ対策

本システムの設計・構築に際しては、以下の対策を講じること。

(1) 食品情報収集・集計機能

<表 6-2-1 食品情報収集・集計機能セキュリティ対策>

No	情報セキュリティ要件	要求事項
1	アクセス制御	システムへのユーザ認証機能(ユーザ ID+パスワード等)を設け、アクセス権限に基づいた制御が行えること。
2	アクセス権限	利用者毎に利用できる機能・データの制限が行えること。
3	ウイルス対策	全てのサーバにウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスの検知・除去を行うこと。
4	ファイアウォール	ネットワークの外部と内部の境界にはファイアウォールを設置すること。
5	サーバセキュリティ	OSの機能を最大限に活かしたセキュリティ対策を行うこと。
6	通信の暗号化	食中毒報告業務に係るデータを送信、アクセスする際はネットワーク上のデータを暗号化すること。

(2) 食中毒関連情報提供機能

<表 6-2-2 食中毒関連情報セキュリティ対策>

No	情報セキュリティ要件	要求事項
1	アクセス制御	システムへのユーザ認証機能(ユーザ ID+パスワード等)を設け、アクセス権限に基づいた制御が行えること。
2	アクセス権限	利用者毎に利用できる機能・データの制限が行えること。
3	ウイルス対策	全てのサーバにウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスの検知・除去を行うこと。
4	ファイアウォール	ネットワークの外部と内部の境界にはファイアウォールを設置すること。
5	サーバセキュリティ	OSの機能を最大限に活かしたセキュリティ対策を行うこと。
6	通信の暗号化	食中毒報告業務に係るデータを送信、アクセスする際はネットワーク上のデータを暗号化すること。

(3) 緊急時対応支援機能

<表 6-2-3 緊急時対応支援機能セキュリティ対策>

No	情報セキュリティ要件	要求事項
1	アクセス制御	システムへのユーザ認証機能(ユーザ ID+パスワード等)を設け、アクセス権限に基づいた制御が行えること。
2	アクセス権限	利用者毎に利用できる機能・データの制限が行えること。
3	通信の暗号化	Web 会議の映像・音声等を送信する際はネットワーク上のデータを暗号化すること。暗号化規格は AES 等規格化された共通鍵暗号化方式をとり、強度は 256bit 相当とすること。

(4) 研修機能

<表 6-2-4 研修機能セキュリティ対策>

No	情報セキュリティ要件	要求事項
1	アクセス制御	システムへのユーザ認証機能(ユーザ ID+パスワード等)を設け、アクセス権限に基づいた制御が行えること。
2	アクセス権限	利用者毎に受講できる研修の制限が行えること。
3	通信の暗号化	研修等のデータを送信、アクセスする際はネットワーク上のデータを暗号化すること。

6.3 権限要件

本システムの権限要件を以下に示す。

(1) 食品情報収集・集計機能

<表 6-3-1 食品情報収集・集計機能権限要件>

No	セキュリティ区分	利用者の区分	アクセス権限
1	管理権限	厚生労働省担当職員	ユーザの作成・変更・削除、集計、新たな収集集計業務の立ち上げ等が行える。
2	一般利用権限	利用者全員	収集集計業務のデータ登録、修正が行えること。

(2) 食中毒関連情報提供機能

<表 6-3-2 食中毒関連情報提供機能権限要件>

No	権限区分	利用者の区分	アクセス権限
1	システム管理権限	厚生労働省担当職員	ユーザの作成・変更・削除、システム共通機能の変更、すべての掲示板の削除・閲覧等を行えること。
2	一般利用権限		
	掲示板管理権限	厚生労働省担当職員	掲示板の作成・変更・削除、各掲示板利用メンバの追加・変更・削除、掲示板の掲載・閲覧ができること。
	掲示板利用権限	掲示板毎に設定	メンバとなっている掲示板の掲載・閲覧ができること。
	承認権限	承認フロー毎に設定	承認フローに則り、承認行為を行えること。
	外部利用者権限	掲示板毎に設定	設定された掲示板に対し、厚生労働省担当職員が許可した者が、外部利用者として掲載ができること。

(3) 緊急時対策支援機能

<表 6-3-3 緊急時対応支援機能権限要件>

No	権限区分	利用者の区分	アクセス権限
1	管理権限	厚生労働省担当職員	会議の予約・変更・キャンセルが行えること。
2	会議主催者権限	会議毎に設定	参加者の映像・音声・ネットワーク速度等の遠隔制御、参加者の強制退室、参加者の発言操作権制御等を行えること。
3	会議参加者権限	会議毎に設定	参加者として登録された会議に参加できること。
4	記録可能者権限	会議毎に設定	会議の録画ができること。

(4) 研修機能

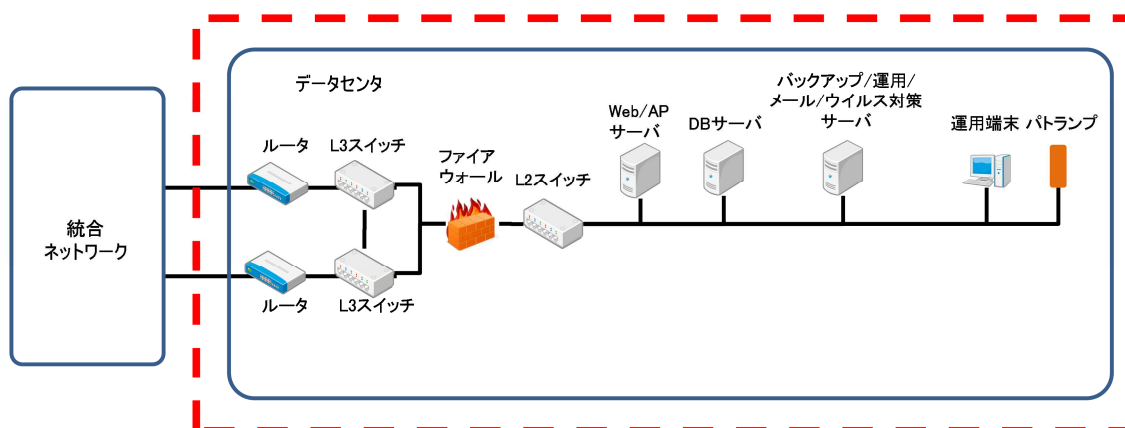
<表 6-3-4 研修機能権限要件>

No	セキュリティ区分	利用者の区分	アクセス権限
1	管理権限 1	厚生労働省担当職員	ユーザの作成、受講登録、教材の作成等が行えること。
2	管理権限 2	国立感染症担当職員	教材の作成が行えること。
3	一般利用権限	利用者全員	登録された研修の受講及びテストが実施できること。

7. 情報システム稼働環境

7.1 全体構成

本システムのハードウェア全体構成を以下に示す。破線部分が本調達の範囲となる。



<図 7-1-1 ハードウェア全体構成図>

7.2 基本条件

- (1) 導入するハードウェアは導入時点で販売・サポートされており、契約期間内において、販売元によるサポートが継続されるものであること。

- (2) 導入するハードウェアは障害発生時の対処を十分に考慮した機器であり、受注者が迅速な障害復旧が可能な製品を選定すること。
- (3) 導入するハードウェアについては、電源電圧が 100V、または 200V (標準周波数 50Hz 及び 60Hz) で誤動作を起こさないこと。
- (4) 導入するハードウェアは EIA (米国電子工業会) の定める企画に準拠したラックに搭載可能であること。なお、導入するハードウェア (ネットワーク機器含む) は 42U ラック 1 基に収納できること。
- (5) 導入するハードウェアは市場で調達可能なハードウェアであり、受注者が独占的に供給するハードウェアでないこと。
- (6) 導入するハードウェアは受注者が動作保証できるハードウェアであること。
- (7) 導入するハードウェアは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。) に準拠した製品を可能な限り導入すること。
- (8) 導入するソフトウェアは、可能な限り最新バージョンを提案すること。最新バージョン以外を導入する場合は、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課と協議の上、決定すること。
- (9) 導入するソフトウェアはライセンス違反を犯さないよう受注者の責任において、導入すること。
- (10) 導入するソフトウェアは導入時点で販売・サポートされており、契約期間内において、販売元によるサポートが継続されるものであること。

7.3 ハードウェア構成

本システムを稼働させるためのハードウェアの要件を次の(1)～(14)に示す。

本要件と同等性能以上のハードウェアを導入すること。

(1) Web/AP サーバ

Web/AP サーバのハードウェア要件を「表 7-3-1 Web/AP サーバ ハードウェア要件」に示す。

＜表 7-3-1 Web/AP サーバ ハードウェア要件＞

No	項目	要件
1	台数	・ 1 台
2	CPU	・ SPECint_rate_base2006 において 487 を計測した CPU と同等性能以上の CPU であること。 ・ CPU はマルチコア CPU とし 2 個以上搭載すること。
3	メモリ	・ 32GB 以上であること。
4	ハードディスク	・ RAID5 による冗長構成が可能であること。 ・ 146GB/10000rpm 以上のハードディスクを 4 個以上搭載すること。 ・ 上記 4 個のハードディスクのうち 1 個はホットスペアディスクとして利用可能なこと。
5	DVD ドライブ	・ CD、DVD の読取/書込が可能であること。
6	インターフェース	・ 1000BASE-T 対応ポートを 2 ポート以上有すること。 ・ アナログ RGB ポートを 1 ポート以上有していること。 ・ USB ポートを 2 ポート以上有していること。 ・ ディスプレイ・キーボード・マウスについては、共有のディスプレイ・キーボード・マウスを使用することで省スペース化を図ること。
7	電源	・ 電源が冗長化されていること。
8	筐体	・ ラックマウントが可能であること。

(2) DB サーバ

DB サーバのハードウェア要件を「表 7-3-2 DB サーバ ハードウェア要件」に示す。

<表 7-3-2 DB サーバ ハードウェア要件>

No	項目	要件
1	台数	・ 1 台
2	CPU	・ SPECint_rate_base2006 において 487 を計測した CPU と同等性能以上の CPU であること。 ・ CPU はマルチコア CPU とし 2 個以上搭載すること。
3	メモリ	・ 32GB 以上であること。
4	ハードディスク	・ RAID5 による冗長構成が可能であること。 ・ 600GB/10000rpm 以上のハードディスクを 5 個以上搭載すること。 ・ 上記 5 個のハードディスクのうち 1 個はホットスペアディスクとして利用可能なこと。
5	DVD ドライブ	・ CD、DVD の読取/書込が可能であること。
6	インターフェース	・ 1000BASE-T 対応ポートを 2 ポート以上有すること。 ・ アナログ RGB ポートを 1 ポート以上有していること。 ・ USB ポートを 2 ポート以上有していること。 ・ ディスプレイ・キーボード・マウスについては、共有のディスプレイ・キーボード・マウスを使用することで省スペース化を図ること。
7	電源	・ 電源が冗長化されていること。
8	筐体	・ ラックマウントが可能であること。

(3) バックアップ/運用/メール/ウイルス対策サーバ

バックアップ/運用/メール/ウイルス対策サーバのハードウェア要件を「表 7-3-3 バックアップ/運用/メール/ウイルス対策サーバ ハードウェア要件」に示す。

<表 7-3-3 バックアップ/運用/メール/ウイルス対策サーバ ハードウェア要件>

No	項目	要件
1	台数	・ 1 台
2	CPU	・ SPECint_rate_base2006 において 438 を計測した CPU と同等性能以上の CPU であること。 ・ CPU はマルチコア CPU とし 2 個以上搭載すること。
3	メモリ	・ 24GB 以上であること。
4	ハードディスク	・ RAID5 による冗長構成が可能であること。 ・ 300GB/10000rpm 以上のハードディスクを 5 個以上搭載すること。 ・ 上記 5 個のハードディスクのうち 1 個はホットスペアディスクとして利用可能なこと。
5	DVD ドライブ	・ CD、DVD の読取/書込が可能であること。
6	インターフェース	・ 1000BASE-T 対応ポートを 2 ポート以上有すること。 ・ アナログ RGB ポートを 1 ポート以上有していること。 ・ USB ポートを 2 ポート以上有していること。 ・ 後述するテープ装置を接続するための SAS インターフェースを 1 ポート以上有すること。 ・ ディスプレイ・キーボード・マウスについては、共有のディスプレイ・キーボード・マウスを使用することで省スペース化を図ること。
7	電源	・ 電源が冗長化されていること。
8	筐体	・ ラックマウントが可能であること。
9	テープ装置	・ SAS インターフェースを有すること。 ・ 9 巻以上のカートリッジが収納可能であること。

No	項目	要件
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 6Gbps の SAS インターフェースを 1 ポート以上有すること。 ・ テープドライブを 1 個以上有すること。 ・ LTO Ultrium 5 に対応していること。 ・ バーコードラベルによる制御が可能であること。 ・ LTO Ultrium5 に対応したバーコード付データカートリッジを 10 巻以上用意すること。 ・ バーコード付クリーニングカートリッジを 3 巻以上用意すること。

(4) ディスプレイ等

ディスプレイ等のハードウェア要件を「表 7-3-4 ディスプレイ等 ハードウェア要件」に示す。

<表 7-3-4 ディスプレイ等 ハードウェア要件>

No	項目	要件
1	台数	・ 1 台
2	機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 17 インチ以上の TFT カラー液晶であること。 ・ サーバを 8 台まで接続可能な KVM スイッチを装備していること。 ・ キーボード、ポインティングデバイスを装備していること。
3	筐体	・ ラックマウントが可能であること。
4	その他	・ サーバと接続するためのケーブルを必要数用意すること。

(5) 運用監視端末

運用監視端末のハードウェア要件を「表 7-3-5 運用監視端末 ハードウェア要件」に示す。

<表 7-3-5 運用監視端末 ハードウェア要件>

No	項目	要件
1	台数	・ 1 台
2	CPU	<ul style="list-style-type: none"> ・ クロック周波数が 2.50GHz 以上であること。 ・ CPU 数は 1 個以上搭載すること。
3	メモリ	・ 4GB 以上であること。
4	ハードディスク	・ 500GB 以上であること。
5	DVD ドライブ	・ CD、DVD が読取り可能であること。
6	インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1000BASE-T 対応ポートを 1 ポート以上有していること。 ・ アナログ RGB ポートを 1 ポート以上有していること。 ・ USB ポートを 2 ポート以上有していること。
7	筐体	・ デスクトップ型であること。
8	ディスプレイ	・ TFT 液晶ディスプレイ 17 型以上であること。
9	その他	・ 1 灯 3 色に対応し、LAN インターフェースを備えたパトランプを 1 台装備していること。

(6) ルータ

ルータのハードウェア要件を「表 7-3-6 ルータ ハードウェア要件」に示す。

<表 7-3-6 ルータ ハードウェア要件>

No	項目	要件
1	台数	・ 2 台
2	インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> ・ WAN インターフェースとして、1000BASE-T 対応ポートを 1 ポート、100BASE-TX 対応ポートを 1 ポート以上有していること。 ・ LAN インターフェースとして 100BASE-TX 対応ポートを 2 ポート以

No	項目	要件
		・ 上有していること。
3	機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNMP エージェント機能を有すること。 ・ SNMP をサポートしていること。
4	管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ CLI で設定可能であること。 ・ SSH によりリモートログインが可能であること。
5	筐体	・ ラックマウントが可能であること。

(7) L3 スイッチ

L3 スイッチのハードウェア要件を「表 7-3-7 L3 スイッチ ハードウェア要件」に示す。

＜表 7-3-7 L3 スイッチ ハードウェア要件＞

No	項目	要件
1	台数	・ 2 台
2	インターフェース	・ 100BASE-TX 対応ポートを 4 ポート以上有すること。
3	機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ スイッチング容量が 32Gbps 以上であること。 ・ SNMP エージェント機能を有すること。 ・ SNMP をサポートしていること。
4	管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ CLI で設定可能であること。 ・ SSH によりリモートログインが可能であること。
5	筐体	・ ラックマウントが可能であること。

(8) L2 スイッチ

L2 スイッチのハードウェア要件を「表 7-3-8 L2 スイッチ ハードウェア要件」に示す。

＜表 7-3-8 L2 スイッチ ハードウェア要件＞

No	項目	要件
1	台数	・ 1 台
2	インターフェース	・ 1000BASE-T 対応ポートを 10 ポート以上有すること。
3	機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転送帯域幅が 88Gbps 以上であること。 ・ スイッチ帯域幅が 176Gbps 以上であること。 ・ 転送レートが 41.7Mpps 以上であること。 ・ SNMP エージェント機能を有すること。 ・ SNMP をサポートしていること。
4	管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ CLI で設定可能であること。 ・ SSH によりリモートログインが可能であること。
5	筐体	・ ラックマウントが可能であること。

(9) ファイアウォール

ファイアウォールのハードウェア要件を「表 7-3-9 ファイアウォール ハードウェア要件」に示す。

＜表 7-3-9 ファイアウォール ハードウェア要件＞

No	項目	要件
1	台数	・ 1 台
2	インターフェース	・ 100BASE-TX 対応ポートを 8 ポート以上有すること。
3	機能	・ ファイアウォールスループットが最大 150Mbps 以上であること。
4	管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ CLI で設定可能であること。 ・ SSH によりリモートログインが可能であること。 ・ SNMP エージェント機能を有すること。

No	項目	要件
		・SNMPをサポートしていること。
5	筐体	・ラックマウントが可能であること。

(10) LAN ケーブル

LAN ケーブルのハードウェア要件を「表 7-3-10 LAN ケーブル ハードウェア要件」に示す。

<表 7-3-10 LAN ケーブル ハードウェア要件>

No	項目	要件
1	本数	・必要数を導入すること。
2	機能	・カテゴリ-6に対応していること。 ・各ケーブルはラックへ据付した機器を結線するにあたり最適となる長さとする。

(11) 緊急時対応支援機能

原則としてクラウド型サービス（パッケージソフトウェア、レンタルアプリケーション等）の適用を想定しているため、これに見合ったハードウェア構成を提案すること。

(12) 研修機能

原則としてクラウド型サービス（パッケージソフトウェア、レンタルアプリケーション等）の適用を想定しているため、これに見合ったハードウェア構成を提案すること。

7.4 ソフトウェア構成

ソフトウェア構成については、「3. 情報システムの要件」に基づいて、ライセンス違反を犯さないように最適なソフトウェアを導入すること。各ソフトウェアの導入先を「表 7-4-1 ソフトウェア導入先一覧」に示す。

<表 7-4-1 ソフトウェア導入先一覧>

No	項目	Web/APサーバ	DBサーバ	メール／ウイルス対策サーバ バックアップ／運用	運用監視端末	その他
1	オペレーティングシステム(OS)	○	○	○	○	
2	食中毒情報共有ソフトウェア	○				
3	Webサーバソフトウェア	○				
4	アプリケーションサーバソフトウェア	○				
5	データベースソフトウェア		○			
6	メールサーバソフトウェア			○		
7	バックアップソフトウェア(サーバ)	○	○	○		
8	バックアップソフトウェア(PC)				○	
9	ウイルス対策ソフトウェア	○	○	○	○	

10	運用監視ソフトウェア			○		
11	サーバ証明書	○				
12	緊急時対応支援機能					○
13	研修機能					○

(1) オペレーティングシステム (OS)

「表 7-4-1 ソフトウェア導入先一覧」に基づき、「3. 情報システムの要件」の機能が確実に動作することを保証できる OS を導入すること。

(2) 食中毒関連情報共有ソフトウェア

「表 7-4-1 ソフトウェア導入先一覧」に基づき、「3. 情報システムの要件」を実現するために必要な機能を備えた食中毒関連情報共有ソフトウェアを導入すること。

(3) Web サーバソフトウェア

「表 7-4-1 ソフトウェア導入先一覧」に基づき、「3. 情報システムの要件」を実現するために必要な機能を備えた Web サーバソフトウェアを導入すること。

(4) アプリケーションサーバソフトウェア

「表 7-4-1 ソフトウェア導入先一覧」に基づき、「3. 情報システムの要件」を実現するために必要な機能を備えたアプリケーションサーバソフトウェアを導入すること。

(5) データベースソフトウェア

「表 7-4-1 ソフトウェア導入先一覧」に基づき、「3. 情報システムの要件」を実現するために必要な機能を備えたデータベースソフトウェアを導入すること。

(6) メールサーバソフトウェア

「表 7-4-1 ソフトウェア導入先一覧」に基づき、「3. 情報システムの要件」を実現するために必要な機能を備えたメールサーバソフトウェアを導入すること。

(7) バックアップソフトウェア (サーバ)

「表 7-4-1 ソフトウェア導入先一覧」に基づき、以下の機能を備えたバックアップソフトウェアを導入すること。

- ア. バックアップ対象は Web/AP サーバ、DB サーバ、バックアップ/運用/メール/ウイルス対策サーバとし、それぞれのシステムバックアップが可能であること。
- イ. Web/AP サーバ、DB サーバ、バックアップ/運用/メール/ウイルス対策サーバそれぞれのハードディスクに格納されているデータのバックアップが可能であること。
- ウ. ファイルを開いている場合でもバックアップが可能であること。
- エ. DB サーバ上のデータベースをバックアップする場合、データベースを停止することなくバックアップが可能であること。
- オ. バックアップのスケジューリングが可能であること。

(8) バックアップソフトウェア (PC)

「表 7-4-1 ソフトウェア導入先一覧」に基づき、以下の機能を備えたバックアップソフトウェアを導入すること。

- ア. バックアップ対象は運用監視端末とし、運用監視端末のシステムバックアップを取得可能であること。

(9) ウイルス対策ソフトウェア

「表 7-4-1 ソフトウェア導入先一覧」に基づき、以下の機能を有するウイルス対策ソフトウェアを導入すること。

- ア. Web/AP サーバ、DB サーバ、バックアップ/運用/メール/ウイルス対策サーバ、運用監視端末のウイルス対策が可能であること。
- イ. ウイルス対策ソフトウェアの管理サーバ設置することとし、管理サーバにパターンファイルをアップロードすることが可能であること。
- ウ. 管理サーバに適用したパターンファイルは各サーバ及び運用監視端末に自動で展開できること。
- エ. 運用期間中常にウイルス対策が実施できるように、必要に応じてライセンスの更新等の手続きを行うこと。

(10) 運用監視ソフトウェア

「表 7-4-1 ソフトウェア導入先一覧」に基づき、以下の機能を有する運用監視サーバを導入すること。

- ア. 導入するサーバ、ネットワーク機器に対する死活監視が可能であること。
- イ. ネットワーク上の機器を検出し、自動的にネットワーク構成図を作成する機能を有すること。

(11) サーバ証明書

「表 7-4-1 ソフトウェア導入先一覧」に基づき、サーバ証明書を導入すること。
運用期間中、暗号化通信が行えるように、必要に応じて証明書の更新対応を行うこと。

(12) 緊急時対応支援機能

「表 7-4-1 ソフトウェア導入先一覧」に基づき、「3. 情報システムの要件」を実現するために必要な機能を備えた緊急時対応支援機能を導入すること。

本機能はパッケージソフトウェア、レンタルアプリケーション等の適用を想定している。

(13) 研修機能

「表 7-4-1 ソフトウェア導入先一覧」に基づき、「3. 情報システムの要件」を実現するために必要な機能を備えた研修機能を導入すること。

本機能はパッケージソフトウェア、レンタルアプリケーション等の適用を想定している。

7.5 ネットワーク構成

(1) LAN 要件

- ア. データセンタ内に設置した各種サーバ・ネットワーク機器・周辺装置等を接続する LAN を敷設すること。

(2) WAN 要件

- ア. データセンタと統合ネットワークを接続するため、統合ネットワーク接続に係る作業（接続テスト含む）を含めること。なお、作業については、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課の指示の下、受注者が統合ネットワーク運用保守業者と調整すること。

7.6 ハードウェア設置設備要件

本システムを構成するサーバ等ハードウェアは、以下に示す要件を満たすデータセンタに設置すること。

- (1) 本システムに必要な機器を設置する場所は、緊急時の対応を考慮し、受注者における運用保守担当者が常駐している所在地から鉄道等の公共交通機関を用いて 1 時間以内に到着できる距離にあること。
- (2) 設置場所のフロア内に通信回線等設置工事を施し、据付を行なうこと。また、必要な電源工事を施すこと。
- (3) サーバ等機器を設置する 19 インチラックを 1 基用意すること。
- (4) ハードウェア設置の際は、必要な耐震処理を施すこと。
- (5) 建物の設備は、以下の条件を満たすこと。
 - ア. 無停電電源設備（2 系統以上の受電装置、無瞬断蓄電池を含む）を備えていること。
 - イ. 消防法上必要な防火設備を備えていること。
 - ウ. IC ゲート等による一元的な入退室管理が可能なこと。
 - エ. IC ゲート等による一元的な入室管理が可能なコンピュータ室を備えていること。
 - オ. システムの運用・保守をする者が、本システムの動作状態等を 24 時間 365 日監視及び待機するのに必要な設備が備えられていること。
 - カ. 建物を 24 時間 365 日、必要な場所にてカメラ監視を行なっていること。必要な場所とは、建物玄関、受付、フロアゲート、共有スペース（廊下や休憩所等）等を指し、建物玄関、受付、共有スペース、マシンフロアについては、カメラ監視を必須とする。
 - キ. 窓なしとする等、外部から容易に見通せない対策が施されていること。
- (6) ハードウェアを設置する建物の運用は、以下の条件を満たすこと。
 - ア. 建物は、ガードマン等による有人監視（不審物、不審者等の発見のため、ガードマンの巡回等の運用）の運用を 24 時間 365 日行なっていること。
 - イ. 建物に入館する場合は、訪問先及び入館者の会社名、氏名、連絡先等、必要事項を記入させる運用を行なっていること。また、入館中は訪問先等を記入したカード等（紙等でも可）を入館者に携帯させる運用を行なっていること。
 - ウ. 建物に入館する場所（受付やトラック搬入口等）には、必ず有人で対応する運用を行なっていること。
 - エ. IC ゲート等による入退室管理については、常時履歴を取得する運用を行なっていること。また、問題等が発生した場合や厚生労働省が要求した場合等、その履歴を必要関係者に提示できる運用が行なえること。

- オ. 将来にわたり回線事業者を自由に選択可能なキャリアフリー環境であること。
- (7) 本システムのハードウェア設置場所（マシン室）は、以下の条件を満たしていること。
- ア. 保守エリアを含む、本システムを構成するハードウェアを設置できるスペースを確保すること。
 - イ. 建物内の設置ハードウェアの高さ制限が、導入する本システムのハードウェア類の設置要件に適合していること。
 - ウ. 建物内の設置ハードウェアの床荷重制限が、導入する本システムのハードウェア類の設置要件に適合していること。
 - エ. 室内温湿度条件について、ハードウェア動作条件を満たしていること。
 - オ. 電源について、ハードウェア動作に必要な電源容量を確保すること。
 - カ. 床下にケーブル等を収容するようフリーアクセス床になっていること。なお、床の高さは500mm 以上を確保していること。
 - キ. 防火設備として窒素系のガスによる消火設備を備えていること。
 - ク. マシン室内に浸水の恐れが無いように対策が施されていること。
 - ケ. IC ゲート等による一元的な入室管理を行なっていること。また、退室管理についても履歴管理を取得できる運用を行なえること。
 - コ. 将来のハードウェア及びラック等の増設に対応できるスペースを別途確保できること。
 - サ. 第3期統合ネットワークの接続関係機器を設置するスペース（13U 程度）を確保すること。
- (8) 工事にあたりは、設置場所の建物管理組織及び同建物内の各組織に対して必要な調整を行なうこと。
- (9) 受注者が24時間365日入館できること。

8. テスト要件

本システムの構築にあたり、システムの安定稼働や導入時のリスクを最小限にするため、テスト計画に則った確認作業を実施する。以下に本システムのテストに係る方針を示す。

8.1 テスト計画の作成

受注者はテストスケジュール、評価基準、テスト実施体制、テスト方法（使用ツール等含む）、テストデータ、テスト環境、テスト運営方法等について記述したテスト計画書を作成し、厚生労働省の承認を得ること。

8.2 テスト要件

- (1) 以下の表に示すテストを実施すること。

<表 8-2-1 テスト要件>

No	テスト	テストの概要
1	単体テスト	システム納入前にシステム単体でのテストを行い、各条件を満たしていることを確認すること。また、テストで明らかになった不具合等は原因を特定し修正すること。

No	テスト	テストの概要
2	結合テスト	機能間でのインタフェースやデータの受け渡しが正常に行るか等を確認すること。また、テストで明らかになった不具合等は原因を特定し修正すること。
3	総合テスト	結合テストで検証された業務機能の実運用に則したパターン別テスト、外部接続テスト、障害対応テスト、性能／負荷テスト等を行う。また、テストで明らかになった不具合等は原因を特定し修正すること。
4	受入テスト支援	受入テストを行うにあたって、受注者はテスト項目の提案とテスト仕様書を作成すること。また、受入テストの場に立会い、担当職員からの質問に対応すること。なお、テストで明らかになった不具合等は原因を特定し修正すること。
5	運用テスト	受注者が作成した運用保守マニュアルが記載どおりに動作し、正常に運用が遂行できるかを確認すること。また、テストで明らかになった不具合等は原因を特定し修正すること。

- (2) 単体テスト及び結合テストのために必要な機器等は受注者の負担と責任において準備すること。総合テストについては、原則本番環境を用いて実施する。なお、総合テスト用の利用者端末は、必要に応じて受注者が用意すること。
- (3) 感染症サーベイランスシステムに関する開発部分のテストについては、感染症サーベイランスシステムの運用保守業者と連携して確認する必要があるため、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課の指示の下、受注者が感染症サーベイランスシステムの運用保守業者と事前に作業内容、スケジュール等を調整すること。なお、その費用については、全額受注者負担とする。
- (4) 受注者は各テスト実施後に、実施日時、実施者、実施項目及び合否結果等を記載したテスト結果報告書を作成し、提出すること。
- (5) 本システムのテストにあたっては、受注者がテストデータを作成し、それを用いて実施すること。実データでのテストが必要な場合は、別途協議することとする。

9. 移行要件

9.1 移行に係る要件

(1) 移行計画書の作成

システム移行作業（データ移行含む）の内容とスケジュール及び実施体制を記載した移行計画書を作成すること。

(2) 移行作業の実施

ア. 移行作業は移行手順の作成、準備、事前検証を十分に実施し、その結果を厚生労働省に移行結果報告書として提出すること。

イ. 業務に極力影響のないよう厚生労働省と調整のうえ、作業を実施すること。

(3) 移行対象

ア. 食品情報収集・集計機能

現行の食品保健総合情報システムに蓄積されたデータを次期システムに移行し、次期システムの機能で正常に動作すること。主な移行対象データは「表 4-1-2 情報量一覧」を参照すること。

イ. 食中毒関連情報提供機能

現行システムの食中毒関連情報提供機能に蓄積されたデータを次期システムに移行し、次期システムの機能で正常に動作すること。移行対象データは「表 4-1-4 情報量一覧」を参照すること。

ウ. 研修機能

現行システムの研修機能に搭載された以下の教材部品を次期システムに移行し、正常に動作させること。

<表 9-1-1 研修の移行対象>

コンテンツ名	形式	データ量 (MB)
アウトブレイクの疫学調査基本ステップ (2009 年度)	flv(動画)、swf(動画)、xml(データ)、gif(静止画)	277
リスク/クライシス・コミュニケーション (2010 年度)	flv(動画)、swf(動画)、xml/html(データ)、txt(テキスト)、gif(静止画)、pdf(イメージ)	636
食品衛生監視指導の実施について (2010 年度)	flv(動画)、swf(動画)、xml/html(データ)、txt(テキスト)、gif(静止画)、pdf(イメージ)	
収去検査の実施について (2010 年度)	flv(動画)、swf(動画)、xml/html(データ)、txt(テキスト)、gif(静止画)、pdf(イメージ)	
苦情処理の基礎対応について (2010 年度)	flv(動画)、swf(動画)、xml/html(データ)、txt(テキスト)、gif(静止画)、pdf(イメージ)	
食中毒調査の基礎知識 (2010 年度)	flv(動画)、swf(動画)、xml/html(データ)、txt(テキスト)、gif(静止画)、pdf(イメージ)	
HACCP コンテンツ (2011 年度)	flv(動画)、swf(動画)、js/htm(データ)、pdf(イメージ)形式	1,103
そうざい製造業・飲食店 DVD (2012 年度)	flv(動画)、swf(動画)、js/htm(データ)、pdf(イメージ)	1,171
クドアセプトンクタタの検査法 (2012 年度)	flv(動画)、swf(動画)、js/htm(データ)、pdf(イメージ)	726
ザルコシステイス フェアリーの検査法 (2012 年度)	flv(動画)、swf(動画)、js/htm(データ)、pdf(イメージ)	
アウトブレイク調査 (2014 年度)	Gif(イメージ)、css(データ)、jpg(静止画)、xml/html(データ)、mso(イメージ)、js(データ)、wma(音声)、txt(テキスト)、png(静止画)、wmz(データ)	35,219

9.2 教育に係る要件

受注者は、下記の要件を満たす操作研修を行うこと。また、操作研修を実施するために必要となるものは、本調達の範囲であるため、併せて提供すること。

- (1) 本システムの操作・利用環境に精通した講師を配置して実施すること。
- (2) 研修対象者は厚生労働省担当職員 5 名程度とし、システム操作マニュアルに基づき実施すること。
- (3) 研修は運用テスト開始前に開催すること。
- (4) 研修の開催場所は厚生労働省が準備した場所を前提とするが、具体的な場所の決定については、受注後、厚生労働省と調整すること。
- (5) 研修の開催場所では、本システムにアクセス可能なネットワークを使用できない場合も想定されるので、これを前提に実施方法を検討すること。

10. 運用要件

10.1 運用要件

システム運用業務として以下の業務を想定している。別途取り決める運用スケジュールに基づき、原則 24 時間 365 日の時間帯で提供すること。ただし、構成管理及び研修業務支援は除く。

<表 10-1-1 システム運用業務一覧>

種別	項目	業務内容
稼働状況管理	稼働監視	システム稼働監視。
データ管理	バックアップ	データのバックアップ採取。
	リストア	障害時のデータリストア。
セキュリティ管理	ウイルス対策	ウイルス検知・除去。
	ウイルスパターンファイル更新	最新ウイルスパターンファイルの更新。
	パッチ適用	OS 等のセキュリティパッチの適用。
ログ管理	ログ管理	OS、業務ソフトウェア等のログ管理。
構成管理	構成管理	本システムを構成するハードウェア、ソフトウェアの構成、設定に変更が生じた場合、ドキュメントに反映。
研修業務支援	e-ラーニング教材作成・掲載	年 1 回 1 テーマの教材及びテストを作成し、本システムに掲載。
システム管理	利用者情報の更新	年 1 回の頻度で担当職員の指示により利用者情報（ID 等）の登録、削除等の更新を行う。
データセンタ維持	データセンタの維持・管理	本システムのデータセンタを運用期間中を継続的に使用できるように維持・管理する。
運用保守に係る定期報告	運用保守報告書の提出	毎翌月開始 10 営業日以内に運用保守報告書を提出する。

10.2 稼働状況管理

- (1) 本システムを構成するサーバ機器、ネットワーク機器の死活監視を実施すること。
- (2) 異常を検知した場合、速やかに厚生労働省担当職員に連絡すること。
- (3) 監視内容、閾値等の調整を行う必要がある場合、厚生労働省の承認を得て実施すること。

10.3 データ管理要件

- (1) 定期的にデータベース、ログファイル等のデータバックアップを行い、バックアップ媒体は定められた期間・世代数を保管すること。なお、バックアップ媒体は受注者が用意すること。
- (2) バックアップは夜間における自動採取を想定しているが、システム運用に影響の少ない時間帯に実施すること。
- (3) 障害等が発生した場合は、最新のバックアップ媒体からリストアを実施すること。

10.4 セキュリティ管理

- (1) ウィルス対策ソフトウェアでウィルスを検知した場合、速やかに厚生労働省担当職員に報告すること。
- (2) ウィルスパターンファイルを最新の状態に維持すること。
- (3) サーバ機器の OS 及びミドルウェアにパッチに関する情報を収集し、厚生労働省に提供すること。
なお、パッチの適用に関しては厚生労働省と協議の上、パッチの適用実施是非を決定する。パッチを適用する場合はスケジュールを提示して承認を受けた上で実施すること。

10.5 構成管理

- (1) 本システムを構成するハードウェア、ミドルウェア、業務ソフトウェア等の構成・設定内容が変更になった場合は、設計書等のドキュメントを変更し、差し換え分を厚生労働省に提出すること。

10.6 研修業務支援

- (1) 年1回1テーマの頻度で、教材及びテストを作成し、研修業務機能（e-ラーニング）に掲載すること。
- (2) 教材の内容は研修所要時間30分程度のコンテンツ1本または研修所要時間15分程度のコンテンツ2本（テスト含む）を想定しているが、事前に厚生労働省担当職員と十分協議の上、作成すること。
- (3) 教材作成にあたり、Microsoft PowerPoint で作成した原稿を厚生労働省担当職員から提示するので、研修機能に搭載できる形式に変換すること。また、教材には講師の説明を動画として搭載する場合もあるため撮影も実施すること。その際に必要となるスタジオ、機材等は受注者の負担で準備すること。

10.7 システム管理

- (1) 担当職員の指示により利用者情報（ID等）の登録、削除等の更新を行うこと。
なお、対象となる利用者情報は担当職員が提示するものとし、実施時期は4月を想定している。

10.8 データセンタの維持

- (1) 本システムを配置するデータセンタを運用契約期間中、継続的に利用できるよう必要な手続きを行い、維持・管理すること。
- (2) システム利用期間満了時にシステム設置場所に設置したハードウェア等を撤去すること。また、撤去に際しては、外部への情報漏洩等が起きないように留意すること。

10.9 運用保守に係る定期報告

- (1) 運用保守に係る定期報告を毎翌月開始から10営業日以内に担当職員に提出すること。
- (2) 報告書は最低限以下の内容を記載すること。
 - ・ 運用作業の実施状況
 - ・ 障害内容と対応状況

11. 保守要件

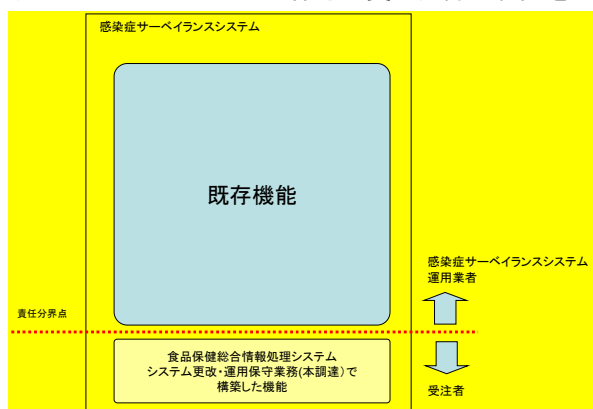
11.1 共通要件

- (1) 障害発生時にその事象がソフトウェアの障害、ハードウェアの障害のいずれであるかを切り分け、適切な対処を実施すること。
- (2) 重大な障害発生時及び緊急性を要する障害発生時に、その障害の状況について厚生労働省担当職員に対し随時報告をすること。
- (3) 保守業務を実施した作業内容について、作業実施後7営業日以内に報告書を提出すること。
- (4) 厚生労働省担当職員からの問合せに対して対応すること。

11.2 ソフトウェア保守要件

- (1) 業務ソフトウェアについて、障害調査・修正・運用環境への反映・テストを行うこと。
- (2) OS及びミドルウェアについて、他社製品であっても障害調査・アップデートパッチ入手・運用環境への反映・テストを行うこと。これらの実施にあたり、必要に応じて、受注者の負担によりソフトウェア保守サービスを締結すること。
- (3) オンサイトで対応する場合は、日時を厚生労働省に連絡し、承認を得ること。
- (4) 設計書等のドキュメント修正が必要な場合は随時更新し、差し替え版を厚生労働省に提出すること。
- (5) ソフトウェアのバージョン管理を行うこと。
- (6) 性能劣化等の際はシステム稼働環境を最適化するため、OS及びミドルウェアのチューニングを実施すること。
- (7) ソフトウェア保守業務用にハードウェア・ソフトウェア等が必要な場合は受注者が準備すること。
- (8) 感染症サーベイランスシステムの改修部分（〈表 3-3-2-1 食中毒関連情報提供機能帳票一覧〉に示す No22 の帳票機能）の保守は、現行感染症サーベイランスシステムの保守要件を満たすよう留意し、設計・開発を行うこと。また、改修部分に障害が発生した場合は、受注者の責にて対応すること。なお、感染症サーベイランスシステムの設計書、機器仕様等の詳細情報については、応札するにあたり開示するため守秘義務の誓約を行うこと。

以下に感染症サーベイランスシステムにおける保守の責任分界の範囲を示す。



〈図 11-2-1 感染症サーベイランスシステムの責任分界〉

- (9) 障害発生時には、12時間以内に復旧可能とすることを極力考慮すること。
- (10) 本システムの機能追加や厚生労働省担当職員からの要望等におけるシステム改修は本調達の範

圏外とする。

11.3 ハードウェア保守要件

- (1) 障害箇所の特定調査を実施し、障害復旧作業を行うこと。
- (2) 原則として、午前中に発生したハードウェア障害に関しては、当日中に復旧させること。また、午後に発生した際は、翌営業日の午前中までに復旧させること。
- (3) オンサイトで対応する場合は、日時を厚生労働省に連絡し、承認を得ること。
- (4) ハードディスクの交換やデータが消失した場合はバックアップ媒体から故障前の状態に戻すこと。

12. 作業の体制及び方法

12.1 作業の体制

- (1) 本システムの構築にあたっては、情報システム設計・構築のプロジェクト管理の経験を有するものをプロジェクトマネージャとし、一貫性をもって今回の業務の実施が可能な専任体制を構築すること。
- (2) プロジェクトマネージャは以下のいずれかの資格を保有していること。
 - ア. 経済産業省（旧通商産業省）情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ（PM）試験の合格者
 - イ. プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格保有者
 - ウ. 上記のいずれかの試験合格者、資格保有者と同等の能力を有することが、経歴等において明らかなる者
- (3) 本システムの構築及び運用・保守業務のセキュリティ管理者として、経済産業省（旧通商産業省）情報処理技術者試験の情報セキュリティスペシャリスト（SC）の合格者、または合格者と同等の能力を有することが、経歴等において明らかなる者を選定すること。

12.2 開発方法

以下にシステム導入工程におけるプロジェクト管理要件を示す。

- (1) スケジュール管理要件
 - ア. 作業工程毎に作業内容、成果物、レビュー方法、チェックポイント、開始／終了条件を明確にすること。
 - イ. 作業工程間の順序関係、依存関係を明確にし、必要作業量に基づいたスケジュール表を作成すること。
 - ウ. 定期的に進捗会議を開催し、作業状況の報告を行うこと。なお、開催タイミングは、厚生労働省と協議の上、決定すること。
 - エ. 実施する進捗会議での進捗報告時に、対象とする作業期間に予定していた全作業について計画からの乖離を報告すること。
 - オ. 計画からの遅れが生じた場合、原因を調査し、要員の追加、担当者の変更等の体制の見直しを含む改善策を提示し、厚生労働省の承認を得ること。

(2) リスク管理要件

- ア. プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因、発生確率、影響度等を整理すること。また、定期的にリスクを監視・評価し、その結果を反映させること。
- イ. リスクを顕在化させないための対応策、リスクが顕在化した後の対応策を識別し、緊急時対応（コンティンジェンシー）計画として具体化すること。
- ウ. リスクが発生する可能性がある場合には、未然に防止するための対応を行うこと。

(3) セキュリティ管理要件

- ア. セキュリティ管理責任者を設けること。
- イ. 本調達にかかわる受注者及び再委託先までを含め、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」を遵守し、開発にあたること。また、特に下記の事項は徹底を図ること。
 - ・情報管理（守秘義務・データ輸送時の対応・データ暗号化等）
 - ・本システムのネットワーク利用時の受注者の作業パソコン管理（作業者のパソコンがウイルスの発信源にならないための対策等）
 - ・納品システムにおけるセキュリティ対策（管理者 ID の共通利用等を行わない、プログラムに関してはウイルスチェックを実施の上納品する等）
 - ・厚生労働省情報資産への物理的セキュリティ対策
- ウ. 万一、問題が発生した場合には、速やかに、厚生労働省に報告し、対処すること。

(4) 品質管理要件

- ア. 各作業工程における品質目標が設定されており、次工程へ推移するにあたって明確な判断基準を提示していること。数値的な目標達成ができなかった場合、分析した上で次工程へ推移していること。
- イ. 品質評価計画の立案、検証及び品質改善策の検討と実施を管理する体制を構築すること。
- ウ. 受注者の関連会社や協力会社が参画する体制を構築する場合には、受注者が責任を持って契約上、実行上の品質要件を盛り込み、それに従ってコントロールすること。
- エ. プロジェクト参画メンバ以外のものによる品質レビューを実施すること。

(5) 要員管理要件

- ア. プロジェクトはチームで行い、各チームの役割、作業分担、編成時期等を明確にした組織計画に基づく要員調達・配置を実施すること。
- イ. 各作業工程、あるいは必要なタイミングにおいて、作業推進上の必要十分な組織計画・編成を行い、体制を構築すること。
- ウ. 本件の一部を第三者に委託する場合は、委託先及び根拠を明確にし、厚生労働省の承認を得ること。

(6) 課題管理要件

- ア. 課題の内容、発生日、担当者、検討状況、検討結果、解決日などの必要情報を一元管理すること。
- イ. 定期的に課題対応状況を監視し、解決する仕組みを確立すること。
- ウ. 課題発生時には厚生労働省に報告し、対応を検討すること。

12.3 既存ドキュメント類の開示

入札希望者は入札前に現行システム及び連携システムの設計書等の詳細を閲覧すること。尚、

資料の閲覧については必須とする。また、開示を予定している設計書等は以下のものを想定している。

なお、資料の閲覧にあたっては、事前に厚生労働省担当職員に申し出たうえで当該資料内容の守秘義務に関し誓約書を提出すること。

(1) 食品保健総合情報処理システム

- ア. 要件定義書
- イ. 基本設計書
- ウ. 詳細設計書
- エ. 操作マニュアル一式
- オ. ハードウェア及びミドルウェアの環境設定値一覧
- カ. 運用保守マニュアル

(2) 食中毒調査支援システム

- ア. 要件定義書一式
- イ. システム設計書一式
- ウ. 操作マニュアル一式
- エ. ハードウェア及びミドルウェアの環境設定値一覧
- オ. 運用保守マニュアル

(3) 感染症サーベイランスシステム

- ア. 感染症サーベイランスシステム システム設計書 一式
- イ. 感染症サーベイランスシステム 操作マニュアル 一式

12.4 導入

システム導入は、以下の事項を遵守して行う。

- (1) 受注者は「8. テスト要件」に定める要件を満たすようテストを行った後、厚生労働省の承認の上、導入作業を行うこと。
- (2) 感染症サーベイランスシステムの運用は現行運用業者により継続されるため、設計、構築、導入により、感染症サーベイランスシステムに運用に影響を及ぼさないよう留意すること。
また、感染症サーベイランスシステムの動作環境との連携が必要となるため、事前に感染症サーベイランスシステム運用業者との調整を行うこと。またその費用については全額受注者負担とする。
- (3) 受注者は設計、構築、データ移行、導入にあたり、現行の食品保健総合情報処理システム運用・保守業者または NESFD 運用・保守業者の支援を仰ぐ場合は、事前に当該業者との調整を行うこと。また、その費用については全額受注者負担とする。

12.5 検収

- (1) 本調達に係る契約に定める諸条件納入物が受注者から提出され、受注者が提供する動作環境（データセンタ、回線含む）において業務ソフトウェアが正常に稼働することが確認されることを持って検収合格とする。

- (2) 検収後、1 年間に於いて本調達範囲で受注者の責めに帰す瑕疵が認められた場合は、契約書に基づき受注者の責任及び負担において改修を行うものとする。

13. 特記事項

13.1 留意事項

以下の事項に留意し遂行すること。

- (1) 本仕様書は、最低限の基準を示したものである。従って、本仕様書に記述のない事項であっても、電子計算機システムとして当然備えるべき事項については、仕様に含まれるものとして検討し、考慮すること。
- (2) 本件の遂行に当たって、厚生労働省の意思及び意向を十分に汲み、誠実かつ最大限の努力を行うこと。
- (3) 本件を遂行する上で作業内容、仕様及び条件に疑問点や変更が生じる場合、及び本仕様書に記載のない内容については、直ちに受注者と厚生労働省で協議し、解決に向けて最善の努力を行うこと。
- (4) 仕様書に明記していない業務が急遽発生した場合は、厚生労働省との密接な協議に基づき別途調整すること。
- (5) 本システムは平成 32 年度より政府共通プラットフォームへの移行を予定していることから、移行に当たっては、厚生労働省の求めに応じ、必要な支援を取ること。なお、改修等に必要な経費は別途協議する。
- (6) 本システムと連携しているシステムが政府共通プラットフォームに移行した場合でも連携が維持されるよう、厚生労働省の求めに応じ、必要な支援を取ること。なお、改修等に必要な経費は別途協議する。
- (7) 本システムに代わるシステムが開発される際には、本システムのデータベース上のデータを当該システムの開発業者に確実に引き継げるように、厚生労働省の求めに応じ、必要な支援を取ること。なお、引き継ぎ等に必要な経費は別途協議する。
- (8) 厚生労働省全体管理組織（PMO）が担当課室に対して指導・助言等を行った場合は、受注者もその方針に従うこと。
- (9) 受注者は、電子行政推進に係る政府の各種施策・方針等（今後発出されるものを含む）に従うこと。
- (10) 環境保護の観点から、可能な限り、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を導入すること。
- (11) 本調達の実施によって、本システムの運用等に支障が生じた場合には、厚生労働省の指示に従い、受注者の責任と負担において、復旧及び対処を行うこと。
- (12) ODB登録用シートの提出

- ・ 契約金額内訳

受注者は、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン（平成 26 年 12 月 3 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、以下「管理標準ガイドライン」という。）」別紙 2 「情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳を記載した ODB 登録用シ

トを契約締結後速やかに作成し、提出すること。

・ その他

受注者は、管理標準ガイドライン別紙3「調達仕様書に盛り込むべきODB登録用シートの提出に関する作業内容」の各項に従って作成したODB登録用シートを、各工程の実施要領等で定める時期までに提出すること。

13.2 応札条件

- (1) 過去に類似の事業（情報システムの運用保守業務に関する事業）を請け負ったことがあること。
- (2) 品質管理体制について「ISO9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMI レベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けていること。
- (3) 「プライバシーマーク付与認定」、「ISO/IEC27001 認証（国際標準）」、「JIS Q 27001 認証（日本工業標準）」のうち、いずれかを取得していること。
- (4) 入札に参加しようとする者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。入札に参加した者が、誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

13.3 入札制限

情報システムの調達の公平性を確保するため、参加者は、以下に挙げる事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。

- ・ 本案件の妥当性確認などを行う政府CIO補佐官、厚生労働省CIO補佐官及びその支援スタッフなど（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成11年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。以下「CIO補佐官等」という。）が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びその関連事業者。また、CIO補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者（辞職後の期間が2年間に満たない場合に限る）。

13.4 知的財産権等

- (1) 本件に係り作成・変更・更新されたドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、受注者が本件のシステム開発の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、厚生労働省が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて厚生労働省に帰属するものとする。また、厚生労働省は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- (2) 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著物の著作権者としての権利を行使しないものとする。

- (4) 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や仕様許諾契約にかかる一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に厚生労働省へ報告し、承認を得ること。
- (5) 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら厚生労働省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、厚生労働省は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずる。

13.5 再委託

受注者は、受注業務の全部または主要部分を第三者に再委託することはできない。受注業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を厚生労働省に報告し、承認を受けることとし、契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とする。受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、厚生労働省に報告し、承認を受けること。また、受注者が再委託する事業者は「11.3 入札制限」に挙げる事業者でないこと。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこと。

13.6 機密保持

- (1) 本仕様書に基づく作業の実施中及び実施後も作業で知り得た情報を第三者に開示、または漏えいしないこと。
- (2) 厚生労働省が提供する資料は、原則として貸し出しによるものとし、本契約終了時まで、厚生労働省の指示に従い、返却すること。
- (3) 厚生労働省が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に厚生労働省と協議の上、承認を得ること。

13.7 環境への配慮

- (1) 「厚生労働省における今夏の節電対策について」(平成26年5月27日 厚生労働省節電対策本部) や「厚生労働省における今冬の節電対策について」(平成26年11月27日 厚生労働省節電対策本部) 等を踏まえた作業環境や作業手順等を検討し、当省職員の承認を得た上で実施すること。

14. 妥当性証明

本調達仕様書の内容が妥当であることを確認した調達担当課室の長は以下のとおりである。

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長 滝本 浩司